

令和6年度 業務報告書

Annual Report 2024 - 2025



人間を救うのは、人間だ。

MISSION STATEMENT

日本赤十字社の使命

わたしたちは、
苦しんでいる人を救いたいという思いを結集し、
いかなる状況下でも、
人間のいのちと健康、尊厳を守ります。

わたしたちの基本原則

わたしたちは、世界中の赤十字が共有する
7つの基本原則にしたがって行動します。

人 道：人間のいのちと健康、尊厳を守るため、苦痛の予防と軽減に努めます。
公 平：いかなる差別もせず、最も助けが必要な人を優先します。
中 立：すべての人の信頼を得て活動するため、いっさいの争いに加わりません。
独 立：国や他の援助機関の人道活動に協力しますが、赤十字としての自主性を保ちます。
奉 仕：利益を求めず、人を救うため、自発的に行動します。
単 一：国内で唯一の赤十字社として、すべての人に開かれた活動を進めます。
世界性：世界に広がる赤十字のネットワークを生かし、互いの力を合わせて行動します。

わたしたちの決意

わたしたちは、赤十字運動の担い手として、
人道の実現のために、
利己心と闘い、無関心に陥ることなく、
人の痛みや苦しみに目を向け、
常に想像力をもって行動します。



「ソルフェリーノの啓示」東郷青児（日本赤十字社蔵）

赤十字の誕生

スイス人のアンリー・デュナンは、1859年、イタリア統一戦争の激戦地ソルフェリーノで放置された4万人の死傷者に遭遇します。

「傷ついた兵士はもはや兵士ではない、人間である。人間同士としてその尊い生命は救わなければならない」との信念のもと、村人たちと協力して懸命に救護にあたりました。そして、この体験を「ソルフェリーノの思い出」という本にまとめ、以下の必要性を訴えました。

①戦場の負傷者と病人は
敵味方の区別なく救護すること。

②そのための救護団体を
平時から各国に組織すること。

③この目的のために
国際的な条約を締結しておくこと。

この思想がヨーロッパ各国に反響を呼び1864年に戦争犠牲者の保護・救済のためのジュネーブ条約が調印され、国際赤十字が誕生しました。

日本赤十字社は、この国際赤十字の一員として、共通の理念と原則に基づき、世界191の国・地域の赤十字社、赤新月社と互いに連携しながら活動を行っています。

CONTENTS

01	ミッションステートメント
03	社長メッセージ
05	特集 1 中東地域の人道危機
09	特集 2 ミャンマー地震への対応
11	特集 3 令和6年9月能登半島大雨災害
15	特集 4-1 気候変動への取り組み
16	特集 4-2 創立150周年にむけて
17	特集 5 2025 大阪・関西万博への出展
19	令和6年度活動報告
21	1.災害救護
23	トピック 阪神・淡路大震災から30年
27	2.社会活動
29	3.青少年赤十字
31	4.国際活動
33	5-1.運動基盤強化の取り組み 会員・社資
35	企業・団体とのパートナーシップ
39	5-2.運動基盤強化の取り組み 赤十字ボランティア
41	6.社会福祉事業
43	7.医療事業
45	8.看護師等の養成
47	9.血液事業
49	コーポレート機能の充実強化
53	赤十字×わたし
55	深掘り！支部の活動
57	令和6年度決算の概要
61	赤十字のしくみ
62	日本赤十字社の概要
63	日本赤十字社の役員
65	監事監査報告
66	全国に広がる日本の赤十字運動

令和6年度（2024年4月1日～2025年3月31日）の取り組み実績をもとに作成していますが、特集については、一部、令和6年度以外の実績も反映しています。

表紙写真：日本赤十字社の防災教育「ぼうさいまちがいさがし きけん はっけん！」で子どもたちが安全隊長になり、地震の際に危険な場所はどこを探している様子（佐賀県）



まもなく創立150周年、 創立理念を将来に向けて 実現するための改革を さらに進めてまいります

日本赤十字社 社長

清 家 篤

日本赤十字社 長期ビジョン 目指す姿と長期戦略 ～創立150年に向けて～

災害や紛争から人々が
守られる社会づくり

人々の健康・福祉を
支える地域づくり

互いを思いやり、助け合い、
尊重し合う社会づくり

—— 目指す姿 ——

国内外における人道支援活動の“要”となり、
わが国の地域医療・血液事業の中核を担う赤十字

—— 事業戦略 ——

災害や紛争時における
支援の充実とレジリエンスの強化

超少子高齢社会における
地域の健康・安全な生活の追求

多様化が進む社会における
人道の輪の拡大

—— 運動基盤強化戦略 ——

会員の赤十字運動への参画促進

奉仕団等ボランティア主体の活動の拡充

国際赤十字との更なる協働

赤十字運動は、日頃より皆さま方からの幅広いご支援、ご協力をいただいてその歩みを進めてまいりました。こうした皆さまのお支えに、改めて厚く御礼申し上げます。

石川県能登半島では、令和6年元日に起きたマグニチュード7.6の地震に続き、9月には大雨災害と、相次ぐ災害により甚大な被害に見舞われました。日本赤十字社は、発災直後から救護班などを派遣し、総力を挙げて救護活動を実施しました。また、多くの赤十字ボランティアも駆け付け、復興に向けて被災者に寄り添った活動に力を注いでいます。さらに令和6年7月には秋田県・山形県を中心とした大雨災害、同年8月には西日本における台風10号の被害も発生しました。

こうした災害への対応力を高めるため、救護員のさらなる実践力の向上、赤十字防災セミナーや講習事業の推進、さらに気候変動の影響による人道課題への理解・関心を深めるための取り組みも実施しています。

海外ではウクライナやパレスチナのみならず、その他の地域でも武力紛争は絶えません。国際人道法の普及・遵守はますます大切になっています。こうした中、スイス・ジュネーブで令和6年10月に開催された赤十字・赤新月国際会議では国際人道法の遵守に向けた文化の醸成等について議論が交わされました。日本赤十字社は日本政府に働きかけて共同誓約を発表いたしました。国際人道法の普及強化には、教育が欠かせないものであり、人類の英知である国際人道法の知識をもって、一人ひとりが国際社会の一員として非暴力や人権尊重の文化を育み、恒久の平和について探求し続けてほしいと願っています。

令和7年4月に開幕した2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）で、日本赤十字社は国際赤十字・赤新月運動パビリオンを出展しています。1867年のフランス・パリの万博は、日本赤十字社の創設者である佐野常民が赤十字の展示を見て、初めて赤十字と出会った瞬間でありました。それから150年余の時を経て、日本で開催される万国博覧会にパビリオンを出展できることは、大変光栄なことです。赤十字の活動に携わってくださる皆さまに共通した思いと理念を知っていただき、一人ひとりの中にある赤十字を感じていただきたいと思います。

日本赤十字社の創立理念は決して揺らぐことはありません。しかし人口構造の変化、技術の加速度的な進化、国際社会の分断、地球環境の変化など、日本赤十字社を取り巻く内外の状況は時代によって大きく変化しています。加えて個人の価値観の多様化や地域社会の変容も進んでいます。

いかなる状況下でも変わらぬ使命を果たしていくためには、既存の枠組みに囚われることなく、多様な視点と柔軟な発想をもって、日本赤十字社の担うべき役割とそれを実現していくための社の基盤を強化していかなければなりません。創立150周年のこの機に、創立理念を将来に向けて実現するための改革をさらに進めてまいりたいと考えています。

創設より今までの長きにわたり、私たちの活動は、赤十字の理念を共有してくださる会員やボランティア、献血者の皆さまなど多くの方々によって支えられてまいりました。これからも皆さまと共に、「人間のいのちと健康、尊厳を守る」という使命を果たすべく国内外の人道危機に対応し、赤十字運動の輪を広げていきたいと考えています。今後とも、皆さまのより一層のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

特集1

中東地域の人道危機

ガザの街の状況(令和5年11月) ©Pascal Hündt/ ICRC

将来の見えない中東地域の情勢

平成22年末に始まったアラブの春（民主化運動）の波は、シリアにおいて内戦へと発展し、レバノンやトルコ、ヨルダンなど周辺国へ逃れる難民や、国内避難民を多く生み出しました。刻々と変化するシリアや周辺国の状況もあり、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）によると、令和7年2月時点で、国外に避難するシリア難民は620万人、シリア国内の避難民は720万人に達しています。各々が逃れた先で限られた生活インフラの環境下で生きていかななくてはならず、将来の見えない不安から大きな危険を冒して欧州などへ移動する人たちもいます。

中東地域はパレスチナ／イスラエルの歴史的な問題も抱えており、75年以上前に故郷を追われたパレスチナの人々は約4世代に渡って、それぞれの住む国・地域で厳しい生活を強いられています。国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）によると令和5年時点で593万人の登録難民がいるとされていますが、各国の政治情勢によって、パレスチナ難民の身分や社会的地位は常に不安定です。

令和5年10月以降はイスラエルとガザの間で武力衝突が激化し、多くの一般市民が巻き込まれ、人道状況は悪化の一途を辿りました。国連人道問題調整事務所（UN OCHA）によると、令和7年4月22日時点で、双方合わせての犠牲者は5万2,000人を超えています。影響は周辺国にも波及し、レバノンでの被害はイスラエルの国境に近い南部だけでなく急速に全土にまで及びました。



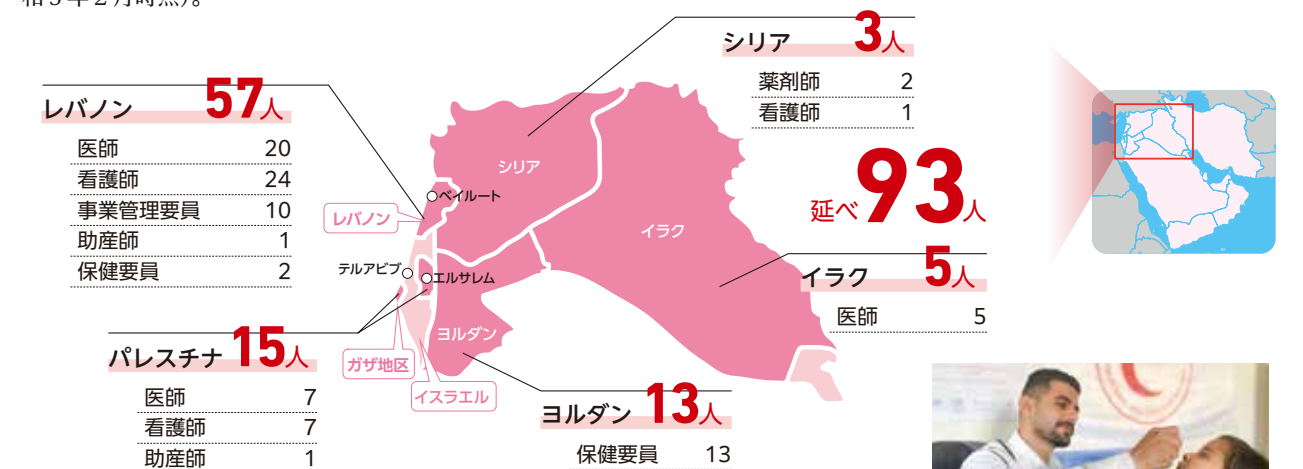
ガザ南部のラファの生活状況(2024年2月)
©Kunlawat Note Chittarat/ ICRC



故郷へと向かうガザの人びと
©Ahmed Al Waheidi/ICRC

日本赤十字社の中東支援

混乱の続く中東地域に対して、日本赤十字社は人びとの苦難を少しでも和らげるため、平成27年から、国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）、赤十字国際委員会（ICRC）や現地の各国赤十字社、赤新月社と共に人びとに必要な支援を届けています。同年より日本赤十字社中東地域代表部をレバノンの首都ベイルートに設置し、現地のニーズの把握、事業実施、国際赤十字の関係者との協力関係強化に努めています。日本赤十字社は、平成27年以降これまでに、中東各地での支援活動のために医師等、延べ93人をレバノン、パレスチナ、ヨルダンなどに派遣し、その支援実績は総額約15億円を超えました（令和5年2月時点）。



中東における昨今の人道危機

■ イスラエル・ガザ人道危機

イスラエル・ガザ人道危機については、令和5年10月に武力衝突が激化してから15カ月を経て令和7年1月に停戦合意が発効しましたが、その後戦闘が再開され、人々は再び苦境に立たされています。ガザでは多くの避難民が発生し、物資運搬と往來の厳しい制限を受け、食料や水、薬などが不足しています。赤十字では、保健・医療、生活必需品の物資提供やインフラの補修を行ってきました。令和6年5月には、赤十字国際委員会（ICRC）が日本赤十字社を含む12の赤十字社と連携し、南部のラファに野外病院を設置したほか、ポリオの発生が確認されたガザでは令和6年9月から10月にかけて、現地保健省が国連や世界保健機関（WHO）などのパートナーと共にポリオのワクチンキャンペーンを実施し、パレスチナ赤新月社も、同社が運営する簡易診療所や野外病院で、子どもたちへのワクチン接種を支援しました。

イスラエルでは武力衝突により国内避難民が発生したほか、多くの家族が人質の全員解放を望み、不安と悲しみを抱えています。イスラエル・ダビデの赤盾社（イスラエルの赤十字社）が負傷者搬送や輸血用血液の確保などを行いました。

赤十字国際委員会（ICRC）は当事者間の合意を受けて、中立な人道支援団体として、人質や被拘束者の安全な移送を支援しており、必要に応じて医師を含む専門スタッフによるケアも提供しています。これまでにガザからイスラエルへ人質24人を、また、イスラエルからパレスチナ被占領地へパレスチナ人被拘束者985人を移送しました（令和7年2月15日現在）。

日本赤十字社は令和5年10月17日から令和7年3月31日まで「2023年イスラエル・ガザ人道危機救援金」の募集を行いました。ご寄付いただいた救援金は、赤十字国際委員会（ICRC）、イスラエル・ダビデの赤盾社（イスラエルの赤十字社）、パレスチナ赤新月社、国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）、日本赤十字社が行う周辺国対応を含めた救援・復興支援活動等に充てられています。



ガザでのポリオワクチン接種の様子
©PRCS



令和6年1月の攻撃の標的となった
パレスチナ赤新月社の救急車



ガザの野外病院で最初に生まれた
赤ちゃん©ICRC



イスラエルでの負傷者の搬送
©MDA

受付金額：6億5,947万2,081円（令和7年3月31日現在）

■ レバノン人道危機

イスラエル・ガザ人道危機の影響は周辺国にも及び、令和6年9月には隣国レバノンでの武力衝突が激化しました。レバノン保健省によると令和5年10月以降令和7年2月までに4,200人以上の死者、1万7,500人以上の負傷者が発生しました。その間、自宅を離れて避難を余儀なくされた人びとも急速に増えました。国連人道問題調整事務所（UNOCHA）によると令和6年11月時点では130万人を超え、そのうち87万人がレバノン国内で、51万人以上がシリア等へ国境を越えて避難しています。

レバノン赤十字社は、即座に救急隊を出動させ、負傷者の捜索や救助に取り組んだほか、避難所の訪問や、シャワーや給水設備等の設置と修理、支援物資の配付も担いました。またレバノン国内のパレスチナ難民の支援を行うパレスチナ赤新月社のレバノン支部は、救急隊の活動を強化し、被災現場で、負傷者への応急処置や治療が迅速に提供できるよう、医療施設への搬送を行いました。パレスチナ人医療従事者の中には、レバノン南部やバイルート郊外南部のキャンプから避難中の人もあり、彼ら自身も難民でありながら、救援・医療活動を継続しました。

日本赤十字社は令和6年10月15日から令和7年3月31日まで「レバノン人道危機救援金」の募集を行いました。ご寄付いただいた救援金は、赤十字国際委員会（ICRC）、国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）、レバノン赤十字社、日本赤十字社等が実施するレバノン国内及びレバノンからの避難民を受け入れるシリアなど、周辺国とその他の国々における赤十字の救援・復興支援活動等に充てられています。



出動するレバノン赤十字社の救急隊©LRC



レバノン南部で救援活動を行うパレスチナ赤新月社レバノン支部の救急隊©PRCS 避難者の支援にあたるシリア赤新月社のボランティア©SARC

受付金額：1,184万8,590円（令和7年3月31日現在）

■ 主な中長期支援事業

■ パレスチナ赤新月社レバノン支部との事業

レバノンのパレスチナ難民や地域住民に対する医療サービスの質の向上を目指して、日本赤十字社は平成30年からパレスチナ赤新月社がレバノン国内で運営する5つの病院への医療支援事業を実施し、①医療の質の標準化、②感染症対応の向上、③多数傷病者に対応できる体制の構築、④医師の診断能力の向上、⑤看護実践の質の向上に取り組んできました。令和6年9月以降のレバノン国内での情勢の悪化以降は現地の大学と協力し、医師・看護師向けの研修を実施しています。



エコーの使用方法を
現地医師と確認する日本赤十字社医師



診療録を正しく記載する重要性について
現地スタッフと確認する日本赤十字社看護師



パレスチナ赤新月社が現地大学と開催する
研修でエコーの読影について確認する参加者
©PRCS

■ パレスチナ赤新月社ガザ支部との事業

度重なる地域の緊張の高まりから、パレスチナのガザでは、重症患者をイスラエルの高次病院へ搬送することが困難で、高度医療を地区内で完結させる必要性がありました。一方でパレスチナの人びとは移動の制限もあるため、医療従事者が日々進歩する医療技術について学ぶ機会も限られていました。日本赤十字社は令和元年10月からガザにおいてパレスチナ赤新月社が運営する病院への医療技術支援を行ってきました。途中新型コロナウイルス感染症の世界的流行などの時期には、リモート支援という形で現地を支え、令和5年7月からは再び現地に①看護実践の向上、②新生児ケアの強化にかかる活動をしてきましたが、同年10月からの紛争激化で現在平時の事業は中断しています。



オンラインで支援する日本赤十字社看護師
©PRCS



看護実践能力の向上の為に現地スタッフと
確認する日本赤十字社看護師



NICUで新生児ケアの手法について確認する
日本赤十字社助産師

■ レバノン赤十字社との事業

レバノンにはパレスチナ難民の他にも平成23年のシリア紛争の勃発以降に流入したシリア難民が暮らしており、国民ひとり当たりの難民受入数が世界一の国です。昨今の経済危機により医薬品など生活必需品の高騰が著しいレバノンでは、難民にもレバノンの人びとも深刻な影響が出ています。レバノン赤十字社は国内で診療所を運営し、困窮した人びとの健康な暮らしを支えており、日本赤十字社はその活動を後押ししています。



会議室だった場所(左)を、増加する利用者対応のために2つの診療室に改装(中、右)



患者情報等の管理システム改善と連動する処方箋等様式について確認する日本赤十字社要員

日本赤十字社 中東地域代表部
副代表 青山 寿美香

中東では長年にわたり武力衝突が続いていますが、特に令和5年10月のイスラエル・ガザ人道危機を契機に、レバノンやシリアなどの周辺国にも影響がおよび、人びとの生活が大きく変わりました。多くの人びとが命を落とし、家族や住居を失い、仕事や教育の機会、医療へのアクセス、清潔な水、衛生環境、こころの安定、そして日常生活を失いました。シリアでは2年前の地震に続き政権交代もありましたが、今も依然として状況は安定していません。そのような中、現地の人びとは外部からもたらされる変化に翻弄されながらも助け合って生活をしています。

中東各国の赤十字社、赤新月社は、人権保護、保健・医療の提供、食料、生活必需品の供給、インフラの修復など数々の緊急対応に今も奮闘しています。日本赤十字社はこのような緊急対応を支援するとともに、武力衝突の激化以前からレバノン赤十字社の診療所支援や、パレスチナ難民キャンプの医療の質向上のためにパレスチナ赤新月社レバノン支部の活動を継続して支援してきました。

支援者の皆さまの気持ちを届けられるように、今後も現地のニーズに耳を傾け、寄り添う気持ちを忘れずに活動が続けていきます。



モニタリングのためパレスチナ赤新月社の活動地を訪問する青山副代表(右端)

大阪赤十字病院
看護師 川瀬 佐知子

現場からの声

ガザ市にあるパレスチナ赤新月社のアルクッズ病院で現地看護師への研修などの医療支援に従事する中で、令和5年10月7日以降の紛争激化により退避を余儀なくされました。激しい攻撃が続いて身の危険を感じる中でも、“今こそ、私たちは人道支援を続けなければならない”と活動を止めない赤十字。その底力を目の当たりにし、私も看護師としてできることに取り組みました。

攻撃や燃料不足により多くの病院は機能を失いました。救急車も攻撃され、救急隊員も殉職されています。国際人道法で守られるべきたくさんの方の命や機能が失われ続けています。

ガザ地区全域で攻撃が激化しており、現地スタッフから「恐怖で怯える日々がまた始まった。」と悲痛なメッセージが送られてきました。そうした状況でガザの人たちに「希望がありますか」ということは聞けないと思います。でも現地から「自分たちは決してあきらめない」というメッセージが送られてきたのです。まさかそんな「あきらめない」という言葉が出てくると思っていなかったのですごく驚き、こころを打たれました。私自身も決してあきらめることなく日本でこそできる支援を続けていかなければならないと感じました。

紛争地の人々が、明日が来ることを疑うことなく、穏やかに眠りにつける日が来ることを願って、“いのちをつなぐ活動”を続けていきます。



アルクッズ病院でワークショップを行う川瀬看護師(中央)

特集2

ミャンマー地震への対応

発災直後から行方不明者の捜索・救助、負傷者の応急処置や近隣病院への搬送を行う
ミャンマー赤十字スタッフ©MRCS

ミャンマーでマグニチュード7.7の地震が発生

令和7年3月28日、ミャンマー中部を震源とするマグニチュード7.7の地震が発生し、その約10分後、同地域でマグニチュード6.7の地震も発生しました。同国内では、当局の発表によると、これまでに死者3,700人以上及び負傷者5,100人以上が確認されており、震源地に近いミャンマー第二の都市マンダレー（人口約150万人）においても多くの建物が倒壊しました。また、隣国タイにおいても、この地震の影響により、首都バンコクをはじめ北部など各地で被害が確認されました。当局の発表によると、これまでに報告されている死者は58人、負傷者は38人に上ります。（令和7年4月22日現在）

ミャンマー赤十字社は発災直後から被災者への応急手当や病院への搬送、救援物資の配付やこころのケア活動などを展開しました。また、国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）は緊急救援アピールの発出や赤十字内外の支援調整など、赤十字国際委員会（ICRC）は離れ離れになった家族の再会支援やご遺体の収容支援など、そして日本赤十字社を含む姉妹赤十字社は資金援助や物資支援、職員の派遣を実施するなど、この大規模な災害に対して国際赤十字が丸となって救援活動を続けています。

発災から1か月、ニーズはまだ大きい

今回の地震では5万棟を超える家屋や600か所以上の医療施設が被害を受け、20万人以上が安全な水や医療へのアクセスを制限されたまま屋外での避難生活を余儀なくされています。ミャンマー赤十字社はこれまで、被災者の捜索・救助、救援物資の配付、巡回診療での医療サービスの提供、仮設トイレや浄水設備の設置といった給水・衛生面での支援など、多岐にわたる活動を継続してきました。これまでサガイン、マンダレー、ネビドー、バゴー、シャン州南部でミャンマー赤十字社の支援を受けた人は延べ15万人以上に上ります。その一方で、10月頃まで続くと思われる長い雨季の到来を目前に、安全な避難所の確保や、懸念される衛生環境悪化への対応などが求められ、支援ニーズは依然として大きいままです。（令和7年5月3日現在）

	560人のミャンマー赤十字社ボランティアが最前線で活動。
	3チームの巡回診療が活動を継続、4,700人以上に治療を提供。
	被災者1,000人以上に対して応急手当や病院への搬送、捜索・救助などのサービスを提供。
	538人に心理社会的支援（こころのケア）を提供。
	100,000人以上に給水サービスを提供、安全な水へのアクセスを確保。
	37,700人以上に救援物資を配付。
	21,265人（5,075世帯）に現金給付を実施。
	日赤を含む各国赤十字社から合計35人以上の緊急対応要員を派遣、250トン以上の救援物資を提供。

国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）及び姉妹赤十字社の主な活動内容
（令和7年5月3日現在）

日本赤十字社の対応

資金援助

国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）は「緊急救援アピール」を発出し、赤十字内外に対して国際的な支援を要請しており、日本赤十字社はこのアピールに対して3,000万円の資金援助を実施しました。また、赤十字国際委員会（ICRC）は「予算拡大アピール」を発出し、国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）と同様に支援を要請しており、日本赤十字社はこのアピールに対して1,000万円の資金援助を実施しました。（令和7年4月28日現在）

海外救援金の募集

日本赤十字社は令和7年4月1日から「2025年ミャンマー地震救援金」の募集を行いました。お寄せいただいたご寄付は、ミャンマー赤十字社及びタイ赤十字社の活動、並びに国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）や赤十字国際委員会（ICRC）、日本赤十字社が行う救援・復興支援活動や、防災・減災活動等に充てられます。（現時点での受付期間は令和7年4月1日から同年6月30日まで）

受付金額：**4億930万905円**（令和7年4月30日現在）

物資支援

日本赤十字社は、防水シート、家族用テント、衛生用品セット、コットン毛布、家屋修繕キットなどを含む救援物資（約5,900万円相当）の現物寄贈を行いました。

これらの物資は、日本赤十字社が災害対応用として、マレーシアにある国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）の倉庫に備蓄していたもので、令和7年4月11日以降順次ミャンマーに到着し、被災された方々に配付されています。

日本赤十字社職員の派遣

日本赤十字社は最前線で展開するミャンマー赤十字社の活動に対し、各種調整にあたる職員を派遣しています。

令和7年4月1日には連絡調整要員をミャンマーに派遣し、ミャンマー赤十字社や国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）、現地で活動する姉妹赤十字社などの情報共有や、当面の日本赤十字社からの保健医療要員派遣の調整を行いました。

また、ミャンマーの避難所などで下痢や赤痢の症状が報告され、今後さらなる感染症の流行も危惧されるなど、保健分野でのニーズが高い状況を受け、同年4月14日には、看護師を派遣しました。

その後もミャンマー赤十字社の活動をさらに支援するため、感染症を専門とする医師や看護師、薬剤師、ロジスティクス要員からなる緊急対応ユニット（Emergency Response Unit＝ERU）を派遣し、主に被災地であるサガインで活動しています。

派遣された医師や看護師は、ミャンマー赤十字社が発災直後から継続している巡回診療に帯同し、診察手順や診察器具の使用に関する助言や提案、必要な資機材や医薬品の提供を行うほか、健康促進や衛生教育などの実施について提言を行っています。また、薬剤師およびロジスティクス要員は、ミャンマー赤十字社が保有する薬品倉庫内での在庫や品質の管理について、日本赤十字社の手法を共有するなど、各方面からミャンマー赤十字社の活動強化に資するサポートを継続しています。（令和7年5月9日現在）



ミャンマー赤十字社が展開する巡回診療に帯同する
日本赤十字社看護師(写真中央左)



ミャンマー赤十字社マンダレー支部に隣接する倉庫で医薬品の
保管状況について聞き取りを行う日本赤十字社薬剤師



特集3

令和6年9月 能登半島大雨災害

活動内容について打ち合わせする日本赤十字社石川県支部救護班と石川県柔道整復師会赤十字奉仕団（輪島市）

航空自衛隊輪島分屯基地において救護活動を実施する日本赤十字社富山県支部救護班（輪島市）

震災からの復興へ向かう能登半島に 大雨災害が発生

令和6年1月1日に発生した地震からの復興へ向かう能登半島において、令和6年9月21日に輪島市、珠洲市および能登町で大雨特別警報が発表され、死者16人、重軽傷者47人の人的被害や、1,000棟を超える住家被害が発生しました。

日本赤十字社では、発災直後から石川県や輪島市、珠洲市の関係機関に職員を派遣し、情報収集を開始するとともに、第3ブロック（東海・北陸）の各県支部を中心に、日赤災害医療コーディネートチームや救護班、こころのケア班を派遣し、被災地の救護活動にあたりました。

救護班等の活動状況（令和7年3月31日現在）

救護班	5 班
日赤災害医療 コーディネートチーム	3 チーム
こころのケア班	11 班

被災者ひとり一人に寄り添った支援を実施

今回の災害では、地震に加えて洪水でも被害に遭うという被災者も多く、街、被災住宅の泥かきや片付け、生活や住宅再建のための経済的支援など、あらゆる面での継続的な支援が求められました。

日本赤十字社は避難所を巡回し、衛生環境を調査する他、仮設住宅にも訪問し、被災者のニーズの調査を行いました。加えて、様々な団体とも連携し、避難所の運営者を含む被災者への心理社会的支援やリフレッシュルームの設置を行いました。

また、一部が孤立状態になっていた輪島市西保地区において、自衛隊のヘリコプターによって市の中心部へと避難した住民に対し、救護班が健康状態の確認も行うなど、保健・医療・福祉の視点に立った活動を実施しました。



仮設住宅を訪問する日本赤十字社岐阜県支部救護班（珠洲市）



避難所へ物資搬入を行う日本赤十字社石川県支部救護班（珠洲市）



避難所にて被災者の健康状態を確認する日本赤十字社福井県支部こころのケア班（輪島市）

各地の赤十字ボランティアが 能登半島の被災者を支援

令和6年9月能登半島大雨災害では、発災直後から赤十字ボランティアが様々な活動を行いました。

令和6年1月の地震で被災した方々が仮設住宅に入居されてからも、健康維持やコミュニティ作りの支援が求められていました。地元市町等とリラクゼーションや健康体操による支援の調整を行っていたところ、同年9月の大雨災害が発生し被災が重なってしまったため、同年10月から輪島市、志賀町及び能登町の避難所や仮設住宅においてリラクゼーションや健康体操による支援を継続して行いました。

これからも日本赤十字社は被災者に寄り添った支援活動を継続していきます。



救護班に帯同

大雨災害直後の令和6年9月23日、日本赤十字社石川県支部の赤十字ボランティアが救護班や支部職員に同行して被災地における支援活動を行いました。

現地入りした赤十字ボランティアは、被災地域のナビゲーションをはじめ、情報収集や活動記録の他、避難所の衛生環境改善の取り組みや物資搬送も行いました。

日頃からの訓練により知識や経験を有し、地元に精通した赤十字ボランティアの方々のおかげで、迅速な対応につながり大変助かったとの声も現地から聞かれました。



足湯&ハンドケア

令和6年10月19日、救急法指導員などで構成する福井県赤十字救護奉仕団など6人が、輪島市の避難所（河原田公民館）で、足湯や癒しのハンドケアを実施しました。当日は、19人が参加され、「からだが楽になった」「遠いところから来てくれてありがたい」などの感想をいただきました。



お茶会

令和6年10月26日、能登町の柳田地区仮設住宅の集会所において、日本赤十字豊田看護大学の教職員ボランティア4人がリラックス体操やお茶会等のリラックスサロンを開きました。仮設住宅では、住み慣れた地域から離れて孤立感を感じるといった課題がある中、この活動は憩いの場となって仮設住宅におけるコミュニティ形成の一助となりました。



足湯&ハンドケア

令和6年12月21日、輪島市の避難所で、岐阜県赤十字看護奉仕団のボランティアが足湯やハンドケアを実施しました。1月の地震に続き豪雨で再び避難所生活を余儀なくされた皆さんに少しでもリラックスしていただけるよう心を込めて活動しました。利用された方からは「体がポカポカになった」との喜びの声が聞かれました。



炊き出し

令和6年12月14日、志賀町児童館において、愛知県赤十字災害救護奉仕団、愛知県青年赤十字奉仕団、石川県かほく市赤十字奉仕団が協働し、日本赤十字社愛知県支部のキッチンカーによる温かい食事の提供や青年赤十字奉仕団による工作教室を実施しました。

工作教室では、参加した多くの子どもたちが楽しいひとときを過ごしました。



水路の泥上げ

令和7年1月18日、石川県内の複数の奉仕団が合同で、輪島市内で豪雨により土砂で埋まってしまった田んぼの水路の泥上げを実施しました。このままでは今年の米作りができないと心配されていた依頼主の方も土砂が取り除かれた水路を見て喜んでいらっしゃいました。



健康体操&レクリエーション

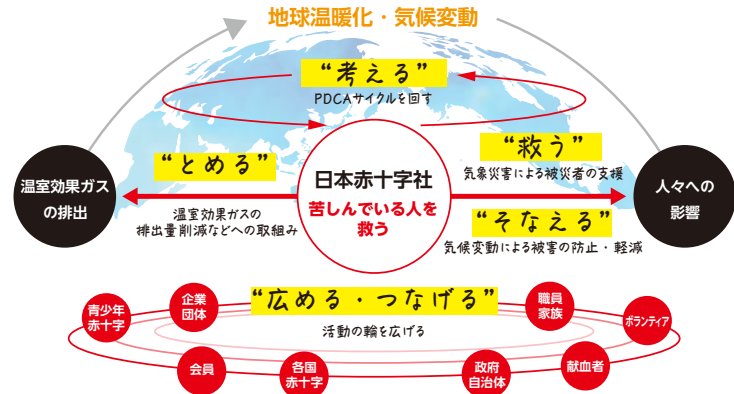
令和7年1月25日、能登町の仮設住宅集会所において、奈良県安全法指導赤十字奉仕団が健康体操やレクリエーションなどの健康増進やコミュニティ形成に繋がる活動を実施し、住環境の変化や厳しい寒さで閉じこもりがちな方々のケアを行いました。

「隣人との接点もなかったのがこのような機会は今後もあるといい」、「楽しかった」などの声が聞かれ、プログラムが終わっても心弾む会話が続いていました。

特集4-1

気候変動への取り組み

日本赤十字社では人道支援団体として、気候変動に対し、社として一丸となって取り組むため、令和4年3月に「人道団体のための気候・環境憲章」に署名し、令和5年11月に「日本赤十字社における気候変動対応基本方針」を策定いたしました。令和6年12月、気候変動にどのように取り組んでいくかを定めた「日本赤十字社の気候変動対応にかかるアクション・プラン」を策定しました。下記目標の達成のために、気候変動対応基本方針の5つの柱である「救う（気象災害による被災者の支援）」、「そなえる（気候変動による被害の防止・軽減）」、「とめる（温室効果ガスの排出量削減などへの取り組み）」、「広める・つなげる（活動の輪を広げる）」、「考える（PDCAサイクルを回す）」に即した具体的な活動を進めてまいります。



日本赤十字社の気候変動対応にかかるアクション・プラン

目標 日本赤十字社気候変動対応基本方針に基づき、日本赤十字社が従前から取り組んできた災害救護や講習などの事業を充実発展させることにより、人道上の喫緊のニーズに対応します。
また、環境に配慮した事業運営を実施することにより、日本政府のカーボンニュートラル達成目標時期（2050年）までを見据え、まずは2022年度を基準として、2030年度までに温室効果ガス排出量年平均1%以上の削減を目指します。

救う（気象災害による被災者の支援）

- ・近年頻発化している豪雨災害等において、従前からの医療救護を更に強化するとともに多様な被災者ニーズに対応した活動も展開します。
- ・行政やNPO等との連携を図ることにより、近年、災害時に多様化してきた避難形態に応じた被災者支援活動を展開します。
- ・国際赤十字のネットワークの一員として、気候変動の影響による世界各地の喫緊の人道危機への支援を行います。
- ・全国統一の救護員育成体系に基づく研修・訓練を計画的に実施し、気象災害への対応を含む救護実践力の向上を図ります。
- ・世界各地で気候変動の影響により増加する災害や感染症等の人道課題に向き合う赤十字・赤新月社の対応能力を高める支援を行います。

そなえる（気候変動による被害の防止・軽減）

- ・暑熱環境下の熱中症対策等の健康被害防止に関する講習や多発する水辺の事故防止に関する講習を継続的に実施します。
- ・暑熱環境下の災害発生時にボランティア活動における安全確保と被災者支援の両面から熱中症を予防する活動を推進します。
- ・気象災害を含む災害発生時に地域住民が自らの命を守るための行動を取ることができるよう、必要な知識と技術を身に着けるための赤十字講習や赤十字防災セミナーを実施します。
- ・気候変動の脅威に晒されている国の赤十字・赤新月社を通じて、災害や感染症等の脅威に負けないコミュニティづくりへの支援を行います。
- ・気象災害を含む災害発生時に被害を受けやすい人々が自らの命を守るための行動を取ることができるよう、必要な知識と技術を身に着けるための赤十字講習や赤十字防災セミナーを実施します。

とめる（温室効果ガスの排出量削減などへの取り組み）

- ・公用車を新車調達する場合は、事業実施に支障のない範囲で電動（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）とします。
- ・建物及び機器のエネルギー効率を高めるため、エネルギー使用状況の把握、運用面での改善、設備・機器更新時におけるエネルギー効率の高い設備・機器の導入を進めます。
- ・業務遂行において、事務及び事業に支障のない範囲内で次の取り組みを行います。
 - ・空調設備の適正運転を行います。
 - ・ワールビズ、ウォームビズを励行します。
 - ・WEB会議システムを積極的に活用します。

広める・つなげる（活動の輪を広げる）

- ・気候変動・環境問題への関心を高めるためのキャンペーンを毎年実施し、個人や組織レベルでの行動を促進します。
- ・気象災害を含む災害発生時に地域住民が自らの命を守るための行動を取ることができるよう、必要な知識と技術を身に着けるための赤十字講習や赤十字防災セミナーを実施します。（再掲）
- ・他の企業・団体との連携により、気候変動の適応及び緩和に繋がる事業を推進します。
- ・各国の赤十字・赤新月社と情報や知見、経験を共有し、ともに気候変動対応を進めます。

考える（PDCAサイクルを回す）

- ・防災・減災に関するこれまでの知見を普及するとともに、防災・減災に関する今後の事業展開に活かすため、気候変動を含めた防災に関する有識者とのネットワークを確立し、アカデミック人材を育成します。
- ・気象災害を含む災害発生時に地域住民が自らの命を守るための行動を取ることができるよう、必要な知識と技術を身に着けるための赤十字講習や赤十字防災セミナーを継続的に実施するため、ボランティア指導員・指導者の育成を行います。
- ・国内外における気象災害時に備え、前述の各取組みを継続して実施するため、保健医療ERU要員、日赤災害医療コーディネーター及びスタッフ並びに赤十字講習指導員や赤十字防災セミナー指導者等の育成を行います。

特集4-2

創立150周年にむけて

日本赤十字社創立150周年プロジェクト始動

日本赤十字社は令和9（2027）年5月1日に創立150周年を迎えます。

明治10（1877）年の西南戦争において官軍・薩摩軍の区別なく傷病者を救うため、同年5月1日に前身となる博愛社を設立して以降、人道の実践を目的として今日まで活動を行ってまいりました。この間、明治19年に救護員を養成するための博愛社病院を開設、明治21年におきた福島県の磐梯山噴火に際し世界に先駆けて災害救護活動を実施、その後、相次ぐ戦争の中で大規模な救護活動を展開しました。戦後の社の再建を経て、講習事業や血液事業を含む現在の9つの事業を実施するなど、赤十字の理念を実現し使命を全うするために、人道課題に対応してきました。

現在、人口構造の変化、地域社会の変容、テクノロジーの加速度的な進化、国際社会の分断など様々な日本赤十字社を取り巻く社会環境の変化、多様性の尊重など個人の価値観の多様化、加えて自然環境の変化による自然災害の激甚化等により、これまで社会的に認識されていなかった課題も含め新たな人道課題が生じております。

このように、かつてないような変化が想定される中、いかなる状況下でも人間のいのちと健康・尊厳を守り続けていくためには、既存の枠組みに囚われることなく、多様な視点と柔軟な発想をもって、日本赤十字社が担うべき役割とそれを実現していくことが肝要であると考えています。

日本赤十字社が創立150周年を迎えることを契機として、令和6年に「日本赤十字社創立150周年プロジェクト」を立ち上げました。その先の未来を見据えた「新しい時代の赤十字」の構築を目指して、赤十字運動に携わってくださるすべての皆さまと一緒に創りあげていきたいと考えています。

■ 創立150周年プロジェクトの構成

将来構想の策定

創立 150 周年の先の未来を見据えた
「新しい時代の赤十字」を確立するための全社的な将来構想

記念事業の実施

将来構想の具現化に向け、
創立 150 周年を契機とした
新規事業の立ち上げ

早期に実現可能な取り組み・事業の実施

PR・イベントの実施

赤十字の理念や活動を発信し
共感を得て、世の中の
「救いたい」
という想いを結集する

■ 創立150周年記念ロゴマークが決定

「人間を救うのは、人間だ。」のスローガンが表すとおり日本赤十字社の使命を果たすには「赤十字の理念に共鳴し、活動に参加する全ての人々」の協力と団結が不可欠です。それが活動の「力」となります。

このマークは人と人が手をとりあい、互いに協力しあい、人道の輪が幾重にも重なり未来に向かって広がっていく、人間の無限の力を表しています。人道の輪は大きく花開く平和の花をも象徴しています。



特集5

2025 大阪・関西万博への出展

2025年日本国際博覧会（略称「大阪・関西万博」）は、「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに令和7年4月に開幕しました。そこには赤十字の理念を伝える「国際赤十字・赤新月運動」のパビリオンも出展します。

赤十字運動への共感とともに人道アクションのきっかけを生む

日本赤十字社が事務局を務めるパビリオンの正式名称は「国際赤十字・赤新月運動館」。文久2（1862）年に赤十字の創始者であるアンリー・デュナンが唱えた、傷ついた人々を敵味方の区別なく救う人道思想を受け継ぐ国際赤十字（赤十字国際委員会（ICRC）、各国の赤十字社、赤新月社、その連合体である国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）の3つの機関で構成）の理念を体現する場所です。パビリオンのスローガンは「人間を救うのは、人間だ。The Power of Humanity」。多くの来場者に赤十字運動への理解や共感を高めてもらい、人道アクションにつながるきっかけになることを願いながら、赤十字の世界観を体感できる場となっています。



国際赤十字・赤新月運動館

赤十字の世界観を3つのゾーンで体感

赤十字パビリオンでは、300㎡（25m×12m）の空間を青少年赤十字の態度目標である「気づき、考え、実行する」のテーマを冠した3つのゾーン（ZONE 1・2・3）に分け、各テーマに即した体験を用意しています。



パビリオン内イメージ

ZONE 2 **考える “Think”**
人間を救うのは、人間だ。

ショップ

ZONE 1

気づく “Notice”
全ての人に、それぞれの日常。

ZONE 3
実行する “Act”
誰かのために、行動する。



日本赤十字社
広報室大阪・関西万博推進室
さいとうあきひろ
齊藤彰彦さん

華々しい万博会場の中のマインドリセットの場に

私は、日本赤十字社に入社する前年、「愛・地球博」で赤十字のパビリオンを体感しました。今回自分がコンテンツを作る側となり、多くの人の心に残るものを作るために何度も取捨選択、試行錯誤を繰り返し、たどり着いたのが今回のパビリオンです。ZONE 1では、さまざまな人種、国籍、宗教を持つ人たちの日常が映し出されます。実は、その多くは赤十字の活動地で撮影されたものです。つまり、すべて何らかの支援を必要としている地で暮らす人たちのです。情報量の多い万博会場の中で、ここを訪れた人それぞれが、自分にとっての日常を見つめ直し、ZONE 2で描かれるように、それが打ち砕かれたときにどう行動するのか、考えるきっかけになればと思っています。

ZONE 1 **気づく “Notice”**

今、当たり前前に過ごしている日常の尊さに気づく

「世界の人々の何気ない日常を垣間見る映像インスタレーション」の空間が広がります。私たちの身の回りにある日常の光景と、そこで生きる人々の姿とともに、平和な日々の尊さを改めて感じてもらえるような空間です。



©丹青社／河野政人

ZONE 2 **考える “Think”**

世界の人道危機と支援の現状を感じる
半球型ドームシアター

パビリオンの柱であるドームシアターでは、世界の災害、紛争などの人道危機の現状、そこに立ち向かい、立ち上がる人々の姿を描くヒューマンストーリーを上映します。人道危機に直面した実在の人々のリアルな証言を通じ、赤十字の使命と人道の力を体感いただきます。



©丹青社／河野政人

ZONE 3 **実行する “Act”**

自分の想いが世界とつながるメッセージウォールと
多様な人道支援活動を知る活動紹介ウォール

「気づき」と「考える」体験から、来館者が抱いた思いを投稿し、大型スクリーンに投影することができます。一人でも多くの人に、世界の人道危機を自分ゴトとして捉える機会を生み、その思いのバトンをつないでいきます。

また、国内外での赤十字の幅広い人道支援活動を壁一面で紹介しています。「こんな活動もあるんだ」という気づきとともに、世界の人道ニーズや国際赤十字・赤新月運動の活動の実際を身近に感じられる場を提供しています。



©丹青社／河野政人

赤十字ボランティアと職員の協働によるパビリオン運営

パビリオン運営においては来館者の案内からショップでの販売まで、全国の赤十字ボランティアと日本赤十字社職員が総力をあげて運営しています。会期中には1,200名以上の職員とボランティアがスタッフとして従事する予定です。



HISTORY 日本赤十字社発祥の原点は万博にあり

国際赤十字の誕生から4年後、慶応3（1867）年に開催されたパリ万博では、ジュネーブ条約と赤十字の普及のため戦争負傷者の救護資器材が数多く展示されました。敵味方の区別なく救うという思想と実践方法が世界へ向けて発信されたのです。日本赤十字社の創立者である佐野常民も万博会場で初めて赤十字に出会い衝撃を受けます。その後、明治6（1873）年ウィーン万博では、わずか6年で各国に赤十字が広がった様子を目にし、日本赤十字社設立への思いを強くしました。そして帰国後の明治10（1877）年に博愛社を設立。明治19（1886）年、日本のジュネーブ条約加入の翌年、日本赤十字社に改称します。万博で発信された「救いたい」という思いを受けとめ、日本に赤十字社が誕生したのです。万博と赤十字は、時を超えて救いたいという思いでつながっています。

赤十字情報プラザ 企画展
「万博と赤十字～日赤発祥の原点は万博にあり～」

会期 | 令和6年10月1日～令和7年10月30日
公開 | 事前予約制 火・水・木 10:00～16:30

WEB ミュージアムも同時開催
<https://jrc.or.jp/webmuseum>



web museum

令和6年度 活動報告

Activity Report / 2024-2025

1 災害救護

地震や台風等の災害や大事故が発生した際、救護班を派遣して医療救護活動を実施するほか、救援物資の配布、こころのケア、ボランティア活動等を行います。



2 社会活動

社会の多様なニーズや様々なライフステージに応じて、赤十字防災セミナー及び救急法等の講習事業を実施しています。また、少子高齢社会・多様性の受容が進む社会に対応した地域づくりへ貢献するため、他団体との連携・協働による地域活動を推進しています。



3 青少年赤十字

幼稚園から高等学校等全国の実験現場で、赤十字の精神に基づき、児童・生徒が世界の平和と人類の福祉に貢献できるよう、「健康・安全」「奉仕」「国際理解・親善」を実践目標とした多様な活動を展開しています。



4 国際活動

世界各地で紛争、災害、病気といった人道危機に苦しむ人々へ支援を届けるため、191の国と地域に広がる赤十字のネットワークを生かして支援活動にあたります。



6 社会福祉事業

日々の暮らしの中で様々な支援を必要としている高齢者や子ども、障がいをもった方々が、個人の尊厳をもって、その人らしい自立した生活が送れるよう、福祉施設でサポートを行っています。日本赤十字社の各事業と連携を図ることで、赤十字の特性を活かした施設運営を行っています。



8 看護師等の養成

保健医療をはじめ災害救護、国際救援等の分野を学ぶことで、看護師等として赤十字の精神と技術を身につけ、国内の臨床現場はもちろん、海外の災害時にもその力を発揮し、赤十字の理念である人道を具現化しています。



5 運動基盤強化の取り組み

赤十字の目的に賛同し、運営に参画する会員の拡充や、赤十字奉仕団等ボランティアが主体的に活動するための支援体制強化等に取り組んでいます。



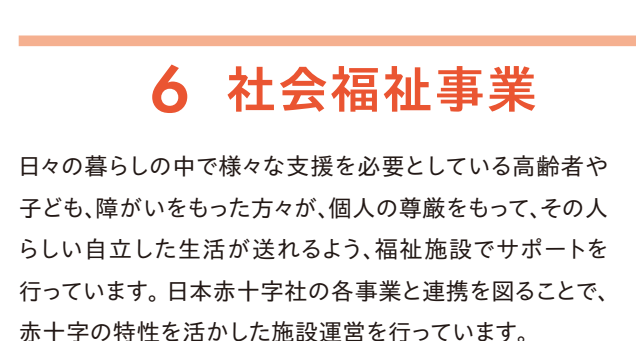
7 医療事業

全国に91ある赤十字病院は、公的な医療機関として多様化する地域医療のニーズに応えているほか、急性期医療、がん診療等の高度医療、へき地医療、訪問看護サービス等を展開しています。



9 血液事業

血液を提供していただける方(献血者)を募集し、血液を必要としている患者さんにお届けする一連の事業です。献血ルームや献血バス等で献血者の皆様にご協力いただき、採血した血液を、厳密な検査の上、安全な血液製剤に調整し、24時間体制で全国の医療機関にお届けしています。





令和6年9月能登半島大雨災害で救護活動を行う日本赤十字社救護班（石川県）

大規模地震対応計画の見直し及び新たな救護員育成体系に基づく救護員実践力の向上

大規模地震対応計画の見直し

日本赤十字社では、近い将来に発生が危惧されている南海トラフ地震や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震により大きな被害が想定される地域において、発災前の備えから発災直後の応急対応、復旧・復興まで迅速かつ組織的に救護活動を実施できるよう、各地震に対する独自の対応計画を作成しています。

令和6年度は、南海トラフ地震等の発生により甚大な被害が想定される地域において、自治体や関係機関と連携した救護訓練を実施しました。

今後、救護訓練の検証結果、国や自治体の被害想定の見直しなどの動向を勘案し、必要に応じた計画内容の修正に取り組んでまいります。



関係機関との連携強化のための合同災害救護訓練（北海道）

新たな救護員育成体系の構築に向けた検討及び救護訓練等の実施

大規模災害に適時的確に対応するためには、全国的に統一された救護員育成体系に基づいた救護訓練及び研修を実施するなど、救護員への教育環境を更に整備する必要があります。

令和6年度は、救護班要員及び災害対策本部要員を対象とした研修プログラムを策定するとともに、各支部・施設においては、救護員育成体系に基づいた救護訓練等の継続的な実施により、救護員の更なるスキルアップと新たな要員確保に努めるなど、全社的な救護実践力の向上を図りました。

被災者支援分野における活動の強化

近年、避難生活による健康状態の悪化などが原因となる「災害関連死」の防止や、在宅及び車中泊等の「多様化する避難形態」への対応が喫緊課題となっています。

これらの課題を解決するために、これまでの活動範囲をさらに超えて、被災者一人ひとりの避難生活に寄り添う被災者支援活動を展開するために、様々な支援団体とも連携し、活動の強化を進めています。



在宅避難者に声掛けを行う日本赤十字社職員（石川県）

豪雨災害等への対応強化

日本赤十字社は、従前から災害時の救護班の派遣による「保健・医療」の分野において中心的役割を担ってきましたが、近年、頻発化している豪雨災害においては、被災者のニーズが多様化する傾向にあり、特に、保健福祉分野の活動を強化する必要があります。

今後においては、災害特性を踏まえ更に強化が必要な救護・社会活動を整理し、「保健、医療、福祉」の包括的な視点に立った活動を強化してまいります。



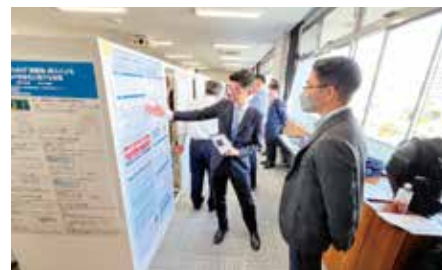
避難所の衛生環境を調査する日本赤十字社職員（石川県）

気候変動に対する効果的な活動（緩和と適応）の研究・展開

気候の変化などにより、1時間降水量80mm以上の「猛烈な雨」の増加に伴う河川氾濫や土砂災害等が頻発化・広域化しているため、地域住民の方々に適切な避難行動を促すことが重要視されています。

日本赤十字社では、赤十字防災セミナーにより災害種別ごとの特徴や対策を啓発するとともに、これまでの活動から得られた知見を社会に発信するため、各種学会において防災教育に関する発表を行っています。

また、外部有識者の助言等の協力を得ながら、新しいカリキュラムの開発や「適切な避難行動の伝え方」の研究を日々進めているところです。



学会において防災教育に関する発表を行う日本赤十字社職員（静岡県）

ボランティアの声 「災害発生時における地域への貢献」

酒田市赤十字奉仕団 委員長 石井 靖雄さん

酒田市赤十字奉仕団は、全団員が民生・児童委員として日頃から独居高齢者等支援が必要な世帯の見守り・訪問活動を行っています。

令和6年7月25日に山形県で発生した大雨災害では、地元・酒田市も河川の氾濫や土砂災害等で大きな被害をうけました。当時は逼迫した状況が続く中、高齢者等避難発令前にいち早く避難を呼びかけ、また、避難所では声をあげることが出来ない方の代弁者として運営に関わり、炊き出し等の協力を行いました。被災後の転居世帯へ訪問も行い、「ありがとう」との温かい声をいただき、赤十字奉仕団として地域に貢献できる喜びを感じております。



災害ボランティアセンターでの受付への協力

………… 阪神・淡路大震災から30年 ……………



被災地を巡回する救護班

> 阪神・淡路大震災の概要

平成7（1995）年1月17日午前5時46分、兵庫県の淡路島北部沖の明石海峡を震源とした、マグチュード7.3の大地震が発生。神戸市三宮や淡路島北淡町などで震度7に達しました。兵庫を中心として、大阪、京都にも甚大な被害をもたらしました。死者6,434人（関連死も含む）、行方不明者3人、負傷者4万3,792人。住宅は全壊が10万4,906棟、半壊が14万4,274棟（平成18年5月消防庁発表）。古い木造住宅密集地では建物倒壊による圧死や大規模火災が被害を拡大させました。

> 災害救護のあり方を見直す原点に

この災害における学びや反省をきっかけに、災害救護の新たなしくみが数多く生まれました。例えば、大規模災害派遣医療チーム「DMAT」が誕生したのは、阪神・淡路大震災がきっかけでした。また、今では全国各地にある「災害拠点病院」も、この震災を機に設置されたものです。さらに、患者の重症度に応じて治療の優先度を選別する「トリアージタグ」も、それまでは消防や日本赤十字社といった団体ごとに様式が異なっていましたが、統一されることになりました。このように、現在の日本の救護活動の原点がここにあるといっても過言ではありません。

> ボランティアも活躍

全国から支援に駆けつけた人々の活躍により「ボランティア元年」と呼ばれました。ボランティア希望者が殺到した場合の窓口業務や、人員の振り分け、コーディネートなどに課題が見つかり、これらの経験が現在の災害支援体制の構築に生かされています。

> 「こころのケア」の重要性

この災害を契機に、心の問題に注目が集まり、災害時に被災された方々が示す反応は「異常な出来事に対する正常な反応」であることが理解されるようになりました。日本赤十字社の初動救護班の救護日誌には早期から災害神経症対応の必要性が指摘されるなど、震災ストレスのケアにも関心が寄せられるようになりました。

> 日本赤十字社における阪神・淡路大震災救護活動

日本赤十字社は、全国各地の赤十字病院等から延べ981班の医療救護班を被災地に派遣し、家屋の倒壊や火災による負傷者の救護にあたったほか、毛布（66,995枚）、日用品セット（39,894セット）、お見舞い品セット（10,686セット）等の救援物資を被災者に配布するなど、社の総力を挙げた救護活動を展開しました。



救援物資の配布を行う赤十字ボランティア

その後、新潟県中越地震、東日本大震災、熊本地震をはじめとする大規模震災や、頻発化する豪雨等による災害においても救護活動を実施してきましたが、近年における医療救護班の派遣調整、こころのケア活動やボランティア活動の体制等の仕組みは、30年前に発生した阪神・淡路大震災において直面した大規模災害時のコーディネーション課題が基礎となっています。令和6年に発生した能登半島地震における長期間の医療救護班の派遣や、現在も継続している仮設住宅入居者への健康支援には、その教訓が活かされています。

今後においても救護活動の課題を確実に解決することで体制の強化を図って参ります。



発災直後から炊き出しを行う赤十字奉仕団



避難所で巡回診療を行う日本赤十字社看護師

阪神・淡路大震災から 30 年の節目を迎えて ～発災直後から日本赤十字社の一員として活動した職員が今思うこと～

「正しい情報を入手し、次の手段を考える大切さ」

神戸赤十字病院 消化器内科部長 しらさか だいすけ 白坂 大輔

阪神淡路大震災が起こった時、私は須磨赤十字病院に勤務しており、内科医師の2年目でした。1月17日の夕方、がれきの下から救出された方が須磨赤十字病院に運ばれてきました。目立った外傷はなかったので、一通りの指示をだして、他の患者さんの対応を行っていました。数時間後、その方のところに戻ってきた私は、血液検査の結果をみて愕然としました。腎臓は働いておらず、肝臓もかなりのダメージを受けていました。これが、クラッシュ症候群か……！

長い時間体の上に重いものがのっていると、筋肉がこわれてミオグロビンやカリウムがたまっていきます。重いものをどけて血液の流れがよくなったとき、たまっていたミオグロビンやカリウムが全身にまわり、腎臓が悪くなったり、不整脈で心臓がとまったりする病気、それがクラッシュ症候群です。今なら、インターネットを使って、広域医療搬送システムを用い、ヘリコプターなどで人工透析ができる施設に転院するでしょう。でもその当時、どこに連絡をとって、どこに搬送すればよいのかわからず、「孤立」した状態でした。人工呼吸器装着を含め、集中治療を行いました。数日後に亡くなりました。今でもそのことを思い出すと、悔しさが胸がいっぱいになります。

あれから30年、阪神・淡路大震災での経験を活かし、日本赤十字社の救護活動に全力を注ぐことが、私のやるべきことだと信じています。東日本大震災のときも、熊本地震のときにも、能登半島地震のときも現地に行かせていただきました。現地では、正しい情報を入手し、次の手段を考える大切さを感じます。その情報を関係者と共有し、「孤立」しないことがいかに重要かを考えさせられます。阪神・淡路大震災を経験したこの神戸から、「日本赤十字社の救護活動がますます発展していくこと」を期待しています。



「震災から学び、未来に備える」

日本赤十字社兵庫県支部 事務局次長 いずみ つねみつ 泉 恒光

私は発災翌日の1月18日、須磨赤十字病院を経由し日本赤十字社兵庫県支部（旧庁舎）に向かっていました。夜明け前、神戸に近づくにつれ、明かりを失った薄暗い街並みが延々と続き、辺りには焼け焦げた臭いが、至る所に立ち込めていました。街全体が倒壊した建物と瓦礫の山で、寒さの厳しい中、着の身着のままの姿で毛布を羽織った人々が路頭に迷っているのを見ました。

支部に到着し活動の指示を仰ごうとしましたが、当時23人いた職員のうち出勤できたのは12人で、自らも被災者であったにも関わらず、赤十字職員としての役割を懸命に果たしていました。救護班として出動しましたが、私たちの車両には赤色灯が付いておらず緊急走行ができなかったため、区役所の職員が道案内として同乗し自治会館や公民館が建っていたであろう場所を目標に瓦礫の中を移動しました。阪神高速の支柱が破壊され横倒しになっていたところを、海側にくぐり抜けようとしたのですが、通行できる場所がなく、長田地区に辿り着いた時、ケミカルシューズの工場から出た火の手が渦巻き（火炎流）のようになって迫ってきました。その時の、頬が焼けるような熱さと命の危険を感じたことは、今も鮮明に覚えています。西市民病院や神戸市役所では、ビルの中層階が押し潰されるパンケーキクラッシュが発生し、先発で出動した救護班は自衛隊員らと協力して瓦礫の撤去と入院患者の捜索に加わっていました。私も最初は、人家に土足であがることに抵抗がありましたが、災害の大きさを実感するにつれ、人命優先、住人救出の行動へと変わり、一軒一軒大きな声をかけながら救護活動を行いました。巡回活動では、「けがや体調の悪い方はおられますか」との問いかけに、「こっちは大丈夫やから、他のところ行ったって」、このやり取りが続き、救護をしなくて良かったことに安堵することもありました。

今思えば、自治会や婦人会、奉仕団によって、炊き出しや食事の提供が行われていたのも、困っている人を支えたいという「共助」が自然発生的に生まれ皆の行動に繋がったのだと思います。この活動が「ボランティア元年」と言われるようになったと聞きます。当時、助手席でナビゲートしてくれた区役所の職員は、今も私と同じ思いでこの30年を迎えているのでしょうか。



「苦しんでいる人を救いたいという思いを結集したボランティア活動」

日本赤十字社 事業局 救護・福祉部 参事 どい まさあき 土居 正明

30年前、阪神・淡路大震災が発生したときには兵庫県の隣、岡山県で大学生活を送っていました。当時は青年赤十字奉仕団に所属していたものの、災害時のボランティア活動についての知識や経験もない状態でした。テレビの映像を見て「大変なことが起こっている、何かできることはないだろうか」と思っていました。

まずは青年赤十字奉仕団の中で相談し街頭募金を始めました。やがて日本赤十字社岡山県支部の職員から「防災ボランティアを被災地に派遣したいので岡山県支部での受付業務を担ってほしい」との打診があり、そちらに活動をシフトすることになりました。現在と違って災害ボランティアセンターが一般的ではなく、またインターネットも一般には普及が進んでいない中でした。ボランティアを募集する手段は、テレビ放送の字幕「日本赤十字社がボランティア募集」の表示に頼っており、その表示がされると即座に岡山県支部に電話が殺到するような状況でした。

そのような中、多くの問い合わせ電話に対応し、ボランティア登録の手続きを説明し、ボランティアバスで現地入りいただく人を調整する作業は、携帯電話が一般に普及していない中でかなり混乱したことを記憶しています。この活動は約3か月継続したのですが今思えば、これらの活動は被災地外からの後方支援、ボランティアのコーディネーション活動といえたのではないかと振り返ります。

災害ボランティアを取り巻く環境は30年間で大きく変化しましたが、当時多くの「神戸を救いたい 苦しんでいる人を救いたい」という思いを結集し、ボランティア活動という目に見える形で被災者の支援へとつながった赤十字の役割はこれから先も重要となってくるものと思います。



「すべてが救護に通じる」

日本赤十字社 医療事業推進本部 参事監 かどくら のりお 門倉 紀夫

発生当時は、第二次世界大戦後に日本において発生した自然災害では最悪のものであった阪神・淡路大震災に直面し、日本赤十字社の本社は試行錯誤しながらも、現在の第三次救護体制に近い社内体制を徐々に構築し、救護活動に取り組みました。

以前から大規模災害が発生した時には本社内の全部署を挙げて取り組む、という方針はありましたが、各部署が実施すべき具体的な定めは明文化されておらず、専用の装備もない状況でした。さらには、当時一般的であったシナリオを読み上げるような形式的な災害対策本部訓練にしか参加しておらず、実務経験を持った職員も限られる中で遭遇した災害でした。

しかも救護課を除き、本社内の各部署にあっては日常業務の中では普段から救護を意識することが限られる状況でしたので、誰もが手さぐりで、時には激しく衝突しながらも、災害救護体制が整備されていったのです。

改めて考えれば、救護活動は社としての使命なのですから、できて当然のことなのかもしれませんが、災害で混乱する中でも、正に救護にかかるDNAが職員一人ひとりに、そして業務の一つひとつに生きづいているからこそ成し遂げられたのでしょうか。

日本赤十字社はどんな業務であってもすべてが救護に通じる救護のための組織であり、各々の仕事に追われる毎日であっても、いざ災害が発生した時には誰もが「救護員」になることを実感しました。

また、この震災に対応していく中で、広域応援・支援体制の具体化や通信機器をはじめとした装備の充実、義援金の受付や配分方法、こころのケア活動の展開、研修体制の強化など多くの課題が日本赤十字社に突き付けられました。その後も次々と発生する災害へ対応しつつ、日本赤十字社は時代に合わせ一つひとつの改善・解決を図り、150年の歴史に裏付けされた救護活動を将来も実践し続けていくのだと思います。





災害図上訓練（DIG）を通じて地域の危険や防災資源を確認する学生（沖縄県）

他団体との連携による赤十字防災セミナー・講習事業の推進

日本赤十字社では、地域コミュニティにおける「自助」と「共助」の力を高めること、地域住民の交流機会を創出することを目的として、グループワークを中心に赤十字防災セミナーを実施しています。令和6年度は、気象台と協力したプログラム内容の充実化、地元の新聞社や企業と連携したイベントと防災セミナーの共催など、多くの支部が他団体と連携した取り組みを実施しました。こうした取り組みにより、高齢サロン、民生委員・児童委員、自主防災組織や消防団から防災セミナーの開催を希望する声が寄せられているため、今後も地域と共に防災教育事業に取り組んでまいります。

また、社会の多様なニーズや様々なライフステージに応じた5つの講習を実施しています。事故防止や傷病者の救助方法などを学ぶ「救急法」や「水上安全法」、「雪上安全法」、高齢期を健やかに迎えるために必要な健康増進の知識などを学ぶ「健康生活支援講習」、子どもの看病や事故予防・応急手当を学ぶ「幼児安全法」の開催を通じて、地域で支え合う体制の構築に貢献してまいります。

避難所生活の課題などについて話し合う
赤十字防災セミナー受講者（兵庫県）

講習事業のICT（情報通信技術及び同技術を利用したサービス等）化の推進

令和6年度に救急法基礎講習においてWeb教材の整備及び教本の電子化の準備が完了し、学科部分については、令和7年度から受講者がWeb学習を選択できるようになります。こうしたWeb教材の一部では、動画媒体を用いるなど、講習受講者が効率よく学習が進められる工夫を行っています。

さらに、全社的な講習事務に関するシステム化も進めており、講習受講者の利便性の向上、指導者の負担軽減、また、講習事務の効率化に向けた取みを順次推進しています。

こうしたICT化の推進は、新興感染症まん延下における事業の継続にも有効であり、引き続き講習事業のICT化を進めていきます。

少子高齢社会・多様性の受容が進む社会に対応した地域づくりへの貢献

赤十字防災セミナーや講習事業は、既存のカリキュラムを見直すなど、少子高齢社会・多様性の受容が進む社会に対応させ、誰もが受講しやすい環境の構築に努めています。

日本赤十字社神奈川県支部では、いざという時に、救急法等の講習で学んだ知識やスキルを活かし、人を救う行動ができるようにする取り組みの一例として、視覚障害のある方を対象とした講習を行いました。

また、日本赤十字社東京都支部では、赤十字講習や赤十字防災セミナーを受講する外国語を母国語とする在住者・滞在者がいることに着目し、講習指導者等が「やさしい日本語」を学ぶ取り組み等を行っています。

誰もが安心して暮らせる社会を目指すため、各地で行政機関や企業と連携した健康教室の開催、フレイル予防や認知症の理解への取り組み、日本で暮らす外国籍の方々への支援などを行っています。それらを通じて、地域の事情や多様性・多文化を尊重しながら、共に健康な生活を送ることができるよう、日本赤十字社は地域づくりへ貢献していきます。



視覚障害の方の胸骨圧迫の練習（神奈川県）



赤十字病院医師による外国人学校における健康診断（愛知県）

ボランティアの声 普段からの助けあい「ご近所力」を大切に

日本赤十字社長野県支部 防災教育事業指導者 水出 秀子さん

平成26年11月の「長野県神城断層地震」により、最も被害が大きかった白馬村では26人が倒壊家屋に閉じ込められましたが、近隣住民の協力により、犠牲者を1人も出さなかったことで「白馬の奇跡」とされています。

この地震から今年で10年。改めて、防災への意識を高めようと、中学校で防災教育の授業が行われ、「自助」と普段からの「共助（ご近所力）」の大切さを生徒と一緒に考えました。

近年、全国各地で自然災害が頻発し甚大な被害が相次ぐ中、防災への関心はますます高まっています。災害はいつどこにでも起こりうるものだという意識をもち、いのちを守るためにできることを地域や学校等で広げられたらと思っています。





能登半島地震の発生時には多数の青少年赤十字加盟校で子どもたちによる自主的な募金活動が行われた（長野県）

青少年赤十字の概況

現在、学校教育では、学習指導要領に基づき課題の発見と解決に向けて主体的・対話的で深い学びを取り入れることが重要視されています。

青少年赤十字は100年以上の歴史の中で、「健康・安全」「奉仕」「国際理解・親善」を実践目標に、「気づき・考え・実行する」を態度目標として掲げ、いのちの大切さや人のために自ら考えて行動できる子どもたちを育成しています。現在は、1万4,000校を超える加盟校内で約335万人の青少年赤十字メンバー、約27万人の指導者が活動しています。令和6年度も各学校で子どもたちの手で様々な活動が実践されたほか、人道の輪をさらに広げるため、指導者の育成や子どもたちのリーダーシップを育てる各種事業を行いました。

青少年赤十字指導者の養成

青少年赤十字は学校教育の中で進められていることから、赤十字精神や青少年赤十字活動についてご理解いただいた学校の先生に指導者になっていただくことが重要です。

令和6年度は毎年開催する研修会に加え、各都道府県でこれから中核的な役割を担っていく指導者を対象に、青少年赤十字の理解をさらに深め、一層普及するための方策を習得するための中央講習会を4年ぶりに開催しました。講習会では全国から集まった指導者39人が、自身の普段の取り組みを共有しあったほか、日頃子どもたちに伝えたいと思っている人道的な価値感をより分かりやすく伝えるにはどうすればよいかグループに分かれて協議し、最後にその結果を報告しました。

1日のみの開催でしたが、参加者からは「青少年赤十字活動を子どもたちに分かりやすく伝えるためのアイデアをもらった」といった感想が寄せられました。参加者には講習会での学びを活かし、各地域で青少年赤十字の魅力を発信していくことが期待されています。



全国から集まった現役の教員等が赤十字の事業をヒントに子どもたちに伝えたい人道的価値を活発に議論した（東京都）

新たな海外支援事業の開始

青少年赤十字では「自分たちのお小遣いの中から出せる金額で支援をしよう」と子どもたちが呼びかけて集まった「1円玉募金」を活用し、海外で支援事業（青少年赤十字海外支援事業、通称：IYCP）を行っています。

令和6年度はこれまでの支援事業を見直し、新たにルワンダの農村地域で学校のトイレ不足解消を中心とした衛生等に関する事業を開始しました。

この事業により衛生に関する学校環境の改善や知識の普及を行うことで、病気にかかる子どもの減少や衛生環境の改善が期待されます。

これまで支援してきたバヌアツでの防災教育事業とあわせ、ルワンダでの事業実施と支援の呼びかけにより、日本の子どもたちに誰かのために行動するきっかけ、海外の出来事に興味を広げるきっかけを提供していきます。



開始前の現地調査では子どもたちから新規支援事業に対する期待の声が多数寄せられた（ルワンダ）

ボランティアの声 子どもたちの、困っている人を放っておけない気持ちを育てたい

青少年赤十字全国指導者協議会会長 鳥取県岩美町立岩美南小学校 校長 いしな かつみ 石名 勝実さん

普段からJRC（青少年赤十字：Junior Red Crossの略）の3つの行動目標「健康・安全」「奉仕」「国際理解・親善」を教育活動に位置づけ、学校運営を行っています。また、態度目標の「気づき・考え・実行する」を教育活動の根底に置き、自立した児童の育成に努めています。

令和6年11月には青少年赤十字全国指導者協議会会長の立場でIYCPの新規事業地であるルワンダの2つの学校の状況を確認してきました。

出張後にルワンダの様子を本校の児童に紹介すると、遠い存在だったアフリカにとっても興味深く関心を寄せ、JRC委員会では募金活動が始まりました。

最近の学校では国際教育への関心が薄くなっていると感じていますが、日本の子どもたちが人道について考え、世界に目を向ける機会になることをIYCPに期待しています。





ウクライナの現地スタッフに技術支援を行う日本赤十字社の理学療法士（写真中央）

ウクライナ人道危機救援

日本赤十字社は、人道危機発生当初より、現地への職員派遣や国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）及び赤十字国際委員会（ICRC）への資金援助を通じた支援、また、日本赤十字社ウクライナ現地代表部を通じ、ウクライナ赤十字社が実施する巡回診療やリハビリ施設の増改築等への支援を行ってきました。

令和6年度は、理学療法士3名をウクライナに派遣し、ウクライナ赤十字社が新たに取り組んでいる訪問リハビリテーション事業において、現地の理学療法士等への技術指導や研修実施等の支援を行いました。今後も現地のニーズを踏まえ、より中長期的な支援も見据えた取り組みを進めていきます。

台湾東部沖地震救援

令和6年4月3日に台湾の東部沖沿岸でマグニチュード7.4の地震が発生しました。犠牲者18人と行方不明者2人、負傷者1,000人以上といった人的被害をもたらしたほか、花蓮市を中心に合計で1,900世帯以上の家屋に損害が生じました（令和6年11月時点）。

日本赤十字社は、台湾赤十字組織の現地での救援活動等を支援するために、「2024年台湾東部沖地震救援金」を募集し、台湾赤十字組織に対して約28億円の資金援助を行いました（令和7年3月末現在）。台湾赤十字組織は、発災当初はビルに閉じ込められた人々の救助等を、その後は見舞金の配付等の支援を実施しました。日本赤十字社は、令和6年7月に現地に職員を派遣し、支援ニーズの確認を行ったほか、台湾赤十字組織と今後の復興支援計画についての協議を行い、緊急避難所などの社会インフラ施設の建設支援等を行う方針を決定しました。今後も、より災害に強い地域づくりのための支援を続けていきます。



花蓮太魯閣溪谷に閉じ込められた人々の救援活動に向かう台湾赤十字組織花蓮県支部の災害対応チーム©台湾赤十字組織

ルワンダにおけるレジリエンス強化事業

東アフリカに位置するルワンダでは、農村部の貧困、安全な水やトイレの不足、感染症、気候変動による自然災害など、複合的な課題に直面しています。日本赤十字社がルワンダ赤十字社とともに実施する「レジリエンス強化事業」は、事業地ギサガラ郡で、赤十字ボランティアが中心となり、様々な支援を展開してきました。令和6年度は村に念願の給水設備が完成し、約4,600人に安全な水が行き渡りました。特に女性や子どもの水汲みの重労働が大きく軽減され、給水所は、地元住民の手で大切に管理されています。また、家庭菜園や貯蓄グループの導入により、貧困に苦しむ子どもの栄養改善や就学などが実現しました。今後も赤十字ボランティアが地域住民とともに、貧困や災害に負けない村づくりを進めていきます。



村に完成した給水設備で順番待ちをする人びと

国際赤十字・赤新月運動全体の強化

国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）総会、国際赤十字・赤新月運動代表者会議、赤十字・赤新月国際会議が令和6年10月にスイスのジュネーブで開催され、ジュネーブ諸条約締約国政府、赤十字国際委員会（ICRC）、国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）および各国赤十字社、赤新月社が一堂に会しました。

会議では、国際人道法を尊重する普遍的な文化の醸成、災害や気候変動等人道上のニーズとリスクへの対応における基本原則の遵守や地域主導の持続可能な活動の実現等に関する決議が採択されました。

国際人道法関連の決議を踏まえ、国際人道法の普及強化にかかる日本政府との共同誓約を発表したほか、会議期間中、各国赤十字社、赤新月社との個別面談を行い、今後の支援や相互発展に向けて意見交換しました。



国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）総会で発言する清家社長

ボランティアの声 コミュニティ・ボランティアになってよかった

バングラデシュ赤新月社のコミュニティ・ボランティア ジャスミンさん

コミュニティ・ボランティアになって良かったです。活動を始めたころは、人々に手洗いの習慣がなくトイレを使わず野外で用を足すこともありました。今は、みんな当たり前のようにトイレを使い、手洗いができるようになっています。今はたばこをやめるように頑張って働きかけています。多くの人が吸う頻度を減らし、やめた人も増えてきています。コミュニティの中で病気がなくなり、みんなが元気に過ごせることが目標です。最近では、近くに住む人から何かと相談される存在になっています。迷うことがあれば、いつでも連絡してとみんなに言っているので、その信頼にこたえたいです。



5-1

運動基盤強化の取り組み 会員・社資

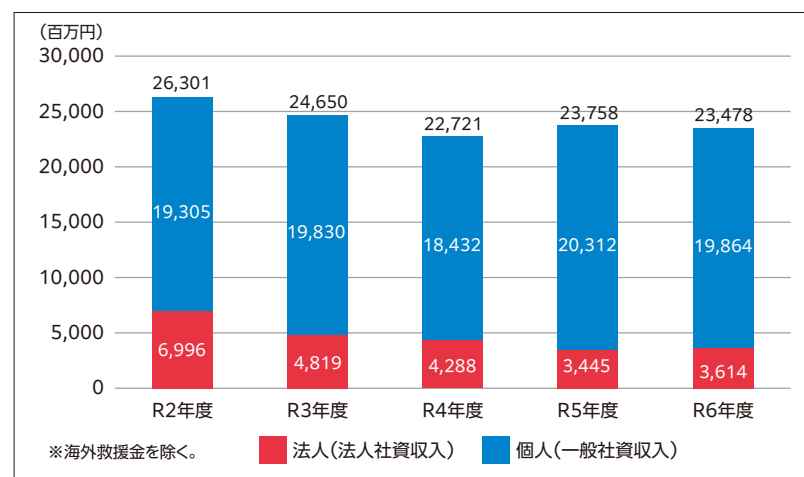


会員募集を行う奉仕団員（宮城県）

社資収入の推移

赤十字事業の財源となる社資収入は年により変動はあるものの、ここ数年、地震や豪雨などの大規模災害が頻発しており赤十字活動へのニーズは高まっています。

赤十字の使命を果たすための活動を継続的に行うため、安定した社資収入の確保に努めています。



過去5年間の社資実績額(令和2年度～令和6年度)

※百万円未満を切り捨てているため、法人と個人の合計額と表示している合計額は一致しないこと。

会員組織の拡充に向けた取り組み

赤十字運動月間

赤十字の創始者アンリー・デュナンが生まれた5月8日を「世界赤十字デー」として、赤十字の使命や活動を普及する運動が世界中で展開されています。また、国内では5月1日が日本赤十字社の創立記念日であることから、意義深い歴史的な日のある5月を赤十字運動月間としており、会員への加入と継続について案内しています。

今後も赤十字の使命を着実に遂行するため、社会のニーズの変化や地域の期待にあわせた活動を展開していくために、より多くの方々に理解と協力を呼びかけていきます。

多様な社資協力方法

地域に密着した町内会や自治会等による社資募集方式を中心として、金融機関口座からの自動引き落とし、インターネットを利用したクレジットカードやスマホ決済アプリ等の導入を推進するなど、寄付者にとって利便性の高い寄付方法を展開し、支援者層の裾野を広げる取り組みを実施しています。

会員とのコミュニケーションの活性化

会費等の社資がどのように使われているか、社会課題の解決に向けて赤十字がどのような活動を実施しているか等の情報を会員に定期的にお届けするため、会員誌「CROSS COM-BOOK（クロスコムブック）」(令和3年7月創刊)を令和6年度に全地域で導入しました。会員誌には二次元バーコードの掲載や日本赤十字社あてのはがきを貼付し、会員からご意見をいただいています。

約27万人の会員は日本赤十字社の組織の根幹です。会員誌を会員と日本赤十字社をつなぐコミュニケーションツールとしてより定着させ、赤十字活動に対する一層の理解・協力につなげていくことを目指します。

国際活動における資金募集の取り組み

「NHK海外たすけあい」キャンペーンの実施

日本赤十字社の国際活動を推進するため、毎年12月にNHKと共同で「NHK海外たすけあい」キャンペーンを実施しています。NHKのテレビ・ラジオ放送に加え、ダイレクトメールやインターネットを通じて広く協力を呼びかけました。令和6年度にお寄せいただいた寄付金は78,462件、約7億2,500万円となりました。

海外救援金の受付

「海外救援金」は、主に海外で大規模な災害等が発生し、被災国の赤十字社、赤新月社のみで対応することが困難かつ国際赤十字・赤新月社連盟(IFRC)や赤十字国際委員会(ICRC)を通じた緊急救援アピールが発出された場合等に募集を開始し、被災者への緊急救援や復興支援に用いられます。令和6年度に皆様から寄せられた海外救援金は以下のとおりです。

中東人道危機救援金	10,103,658円
バングラデシュ南部避難民救援金	10,954,934円
アフガニスタン人道危機救援金	12,087,689円
ウクライナ人道危機救援金	333,354,177円
イスラエル・ガザ人道危機救援金	128,619,567円
レバノン人道危機救援金	11,848,590円
2024年台湾東部沖地震救援金	2,898,256,045円



赤ちゃんの血中酸素濃度を測定する看護師©JRCs



地震により深刻な建物被害を受けた世帯に、家庭用品の購入のための引換券を配付©台湾赤十字組織

企業・団体とのパートナーシップ

日本赤十字社は、使命である「人間のいのちと健康、尊厳を守る。」に共感いただき、パートナーシップにより、その具現化に取り組んでいただける企業・団体を求めています。その実例として、パートナーシップ協定の締結や寄付つき商品の販売、企業のリソースを生かした株主優待やポイントプログラムによる寄付などをご紹介します。

来店1回につき1円の寄付プログラム設立から10年 株式会社ゆで太郎システム



日本そばのチェーン店「ゆで太郎」を全国にフランチャイズ展開する株式会社ゆで太郎システムでは、お客様1人につき1円を日本赤十字社の活動資金として寄付する画期的な取り組みを平成28年から続けており、令和8年1月に10年目を迎えます。

「ゆで太郎夢基金」と名付けられた同基金の累計寄付総額は、これまでに1億7,400万円にも上ります（令和7年3月31日時点）。同社は、これまでも東日本大震災被災地への寄付などを行ってきましたが「一過性で終わらせるのではなく、継続的な取り組みとして寄付を企業の文化として根付かせたい」との思いから基金設立に至りました。

この基金は、日本赤十字社の防災の啓発活動、災害救護、社会福祉活動などに幅広く生かされており、今後も2社は互いに連携しながら、「いのちを守り笑顔を育む」社会を目指していきます。

「赤字を出しても、社会貢献活動はやめない」

基金設立から変わらず続く支援活動ですが、コロナ禍では、大きく売り上げが落ち込んで、赤字に転じることもありました。私は、「潰れるまで社会貢献は続ける」という覚悟でいますから、赤字でも寄付だけはやめませんでした。

飲食店として、まずはお客様のおなかをいっぱいにして、毎日を健康に過ごしてもらう。それが第一の社会貢献活動だと思っていますが、『ゆで太郎』のお客様以外にもお役に立ちたい。そのために、日本赤十字社に寄付しています。私は日本赤十字社の事業内容そのものに賛同しているので、信頼してお任せすることができます。いつも、『どうぞお好きにお使いください』と伝えています。

株式会社ゆで太郎システム 代表取締役社長 いけだ ともあき 池田 智昭 さん



キャラクターを通じて社会貢献の輪を広げる活動 株式会社サンリオ



©2025 SANRIO CO., LTD. APPROVAL NO. GS650051

株式会社サンリオは、企業理念「みんななかよく」のもと世界中に笑顔を届ける社会貢献活動「Sanrio Nakayoku Project」を実施しています。その一環として、ハローキティが世界中の病院、施設、被災地などを訪れ、病気や障がいがある子どもたちをはじめ、一人でも多くの人に笑顔を届ける活動「Sanrio Character Aid」を実施しています。これまでに日本赤十字社医療センター、唐津赤十字病院を訪問しました。その他にも、社員の献血参加を促進しています。

また、企業としての寄付に加え、令和3年からは会員向けサービス「Sanrio+」でのポイント寄付を導入し、会員から寄せられた思いを日本赤十字社に届けています。その功績が認められ、令和6年には厚生労働大臣感謝状を受賞しました。

こうして多角的に社会貢献活動に取り組む根底には、「人は一人では生きていけない」という創業当時の思いがあり、日本赤十字社の「人間を救うのは、人間だ。」というスローガンと深く共鳴する部分があります。

今後もグローバル企業として、日本赤十字社をはじめとするさまざまなパートナーとも連携しながら、国内外の社会課題解決に向けた取り組みを行っていきます。

「Sanrio Nakayoku Project」

サンリオは思いやりや友情を大切にしております。ハローキティが世界中の病院や施設、被災地などを20年以上の年月をかけて、累計200回以上訪問し、病気や障がいがある子どもたちをはじめ、一人でも多くの人に笑顔を届ける活動として国内外2万人以上の方々にお会いしています。また、寄付については「Sanrio+」会員の皆様に日本赤十字社の活動を紹介し、特別な人がするものではなく、誰にでも出来るアクションとしてのしくみを取り入れております。これからもサンリオらしいこの活動を通して、企業理念「みんななかよく」を体現していきます。

株式会社サンリオ グローバルサステナビリティ推進室 とくだ かんじ 徳田 完司 さん



企業・団体とのパートナーシップ ～様々なご支援の事例～

ソーシャルインパクトの創出とコミュニティの社会課題解決支援

日本イーライリリー株式会社



血液事業と講習事業を支援

日本イーライリリー株式会社は、「世界中の人々のより豊かな人生のため、革新的医薬品に思いやりを込めて」を使命とし、医薬品の開発・製造・販売などに取り組んでいます。また、社会とともに持続可能な発展に向けて、同社が関わるコミュニティの社会的課題を解決・改善し、広く社会により良い影響（ソーシャルインパクト）を与える取り組みを展開しています。

令和6年9月には日本赤十字社の血液事業と健康生活支援講習の普及事業に寄付を実施し、人々のいのちと健康を守る日本赤十字社の活動を支援しました。



社会課題解決支援の専門性を活かした社会貢献

株式会社オウルズコンサルティンググループ



プロボノ活動を通じた支援協力

株式会社オウルズコンサルティンググループは、社会課題解決やビジネスと人権、サステナビリティ関連領域に強みを持つコンサルティングファームであり、純利益の10%以上をNPO/NGOなどへ支援金として拠出するほか、全従業員平均の年間総工数のうち10%以上を社会貢献団体に対するプロボノ活動（専門知識やスキルを無償で提供する社会貢献活動）に充てています。

令和6年度は、社員による推薦・投票により選定された日本赤十字社のイスラエル・ガザ人道危機救援金への寄付を実施。さらに、プロボノ活動として、日本赤十字社の課題解決を支援する調査分析・戦略立案コンサルティングのプロジェクトも実施しました。



ポイントを活用した社会貢献

東日本旅客鉄道株式会社



ポイント寄付プログラム

東日本旅客鉄道株式会社（JR東日本）では、Suicaへのチャージや駅ビルでのお買い物に使える「JRE POINT」を日本赤十字社への寄付にあてる仕組みを設けています。会員が交換したポイント相当の金額を日本赤十字社へ寄付し、これまで様々な被災地支援など赤十字社の活動に対して支援を続けております。



周年記念を機に社会貢献の呼びかけ

アルフレッサ株式会社



周年記念による赤十字社の活動支援

アルフレッサ株式会社は、医薬品流通を通して「幸せを届け、幸せをつなげる」ことを目指す医薬品卸業者で、日本赤十字社が掲げる「人間のいのちと健康、尊厳を守ること」に共感し、設立20周年を機にステークホルダーの皆様へ日本赤十字社への寄付の呼びかけをしました。今後も社会貢献を一層推進し、地域社会の健全な発展に寄与してまいります。



相互連携と協働による社会貢献活動

テルモ株式会社



防災・減災への取り組みと献血推進活動を支援

テルモ株式会社と日本赤十字社は、令和6年5月に「包括パートナーシップ協定」を締結しました。本協定は、同社と日本赤十字社が緊密な相互連携と協働による社会貢献活動を推進し、地域の医療・社会の発展や課題解決に向けて取り組むことを目的としています。令和6年度の主な活動として、災害時などにおける（防災・減災含む）医療支援活動に対する寄付や、血液の安定確保を目的として、社員やその家族を対象にした献血推進・啓発活動への協力を実施しました。今後も継続的に協力し、社会課題の解決に向けた取り組みを進めていきます。



運動基盤強化の取り組み 赤十字ボランティア



新潟県上越市立美守小学校の防災教室で段ボールベッドの組み立て方を指導し、児童が避難所での生活を体験
(青少年赤十字賛助奉仕団員、新潟県上越市赤十字奉仕団三和分団、新潟県災害救援赤十字奉仕団)

他団体との連携の強化

近年、気象災害が頻繁に発生し、その被害が広範囲に及んでいることや、地域住民の孤立や孤独が社会課題となっています。赤十字奉仕団等ボランティアの活動では、赤十字奉仕団単独での活動にとどまらず、行政や教育機関、地域の団体等と連携することで活動の対象を広げ、新たな方法も模索しながら活動に取り組んでいます。

平時から災害に備える活動の一環として、新潟県では、上越市赤十字奉仕団等による指導のもと市内の小学生が防災学習として段ボールベッドの組み立て方を学ぶなど避難所の生活を体験しました。

福島県では、福島・スリランカ友好協会と連携した防災研修会を初めて実施しました。郡山市赤十字奉仕団員が災害時の食事調理を行ったほか、お互いの文化を学び、友好を深める機会にもなりました。災害時に要配慮者となりうる外国にルーツを持つ方々も災害に備えられるように取り組んでいます。



スリランカの方々と防災研修会を行う奉仕団員
(福島県郡山市赤十字奉仕団、福島・スリランカ友好協会)

また、孤立や孤独を防止し、住み慣れた地域でいきいきと生活できるよう地域との関わりを促すこと等を目的として、埼玉県吉見町赤十字奉仕団は地元の武蔵丘短期大学とともに、一人暮らしの高齢者を対象とした交流会を開催しました。当日はおよそ70名が参加し、奉仕団からお弁当を提供したほか、短期大学の講師が健康体操を行いました。終始笑い声が響く温かい雰囲気のなか、参加者からは、「また来年も楽しみ。長生きしなくちゃ!」との感想も聞かれました。教育機関と協働した地域に根差した活動となりました。



交流会でレクリエーションを楽しむ参加者
(埼玉県吉見町赤十字奉仕団、武蔵丘短期大学)

ボランティア活動実践にかかる研修の実施

赤十字ボランティアが活動に必要な知識や技術を習得する研修として、「基礎研修会」や「リーダーシップ研修」を実施していますが、近年は、介護予防や生活支援に向けた活動に直接役立つ研修会も開催されています。

日本赤十字社秋田県支部では、将来的に要介護状態となるリスクが高まることを予防する活動として、令和5年度から県内各地で「フレイル予防サポーター」を246名養成し、地域包括ケアシステムに貢献する体制の充実を図っています。健康生活支援講習指導員の支援のもと活動しているある奉仕団員は「食事や運動、社会参加について新しい知識や技術を伝えることで、地域の方々に喜んでいただき、自分の生活にも役立ちます」と積極的に取り組んでいます。また、フレイル予防活動の高齢者サロンに参加された方からは、「サロンではおしゃべりができ、体も動かすことができて気持ちが良い」との感想も寄せられました。慣れ親しんだ地域で健やかに活気ある毎日を過ごすために、赤十字の活動を通して地域への貢献を続けています。



「フレイル予防サポーター養成講座」を受ける
奉仕団員(秋田県井川町赤十字奉仕団)

赤十字ボランティアへの参加促進にかかる対応方策のとりまとめ

少子高齢化や気候変動など社会が大きく変化するなかで、今後の赤十字奉仕団等ボランティアについて検討するために「これからの赤十字奉仕団等ボランティア検討委員会」において協議を進めています。市民や会員・献血者等を対象としたボランティア活動等に関する意識調査を実施し、現状や課題を分析したうえで、令和6年度は「赤十字ボランティアへの参加促進」について協議を行い、対応方策を取りまとめました。

また、令和5年度に取りまとめた「既存の奉仕団活動の活性化」にかかる対応方策を踏まえ、各奉仕団等ボランティアの活動情報を集約し、オンラインで情報提供するデータベースのシステム構築に向けた取り組みを進めています。

ボランティアの声 「発災当日から連絡を取り合い、避難所設営のお手伝いや炊き出しを準備！」

日本赤十字社滋賀県支部 米原市伊吹赤十字奉仕団伊吹班 高木 喜三子さん

私たち米原市伊吹赤十字奉仕団は、滋賀県に49団ある地域赤十字奉仕団のひとつとして、普段は在宅高齢者への声かけと安否確認を行う「一声ふれあい運動」や、炊き出しの実習に取り組むほか、登下校の見守りや地域の美化活動等を行っています。

令和6年7月に発生した土砂災害では、発災当日、団員内ですぐに連絡を取り合い、避難所設営のお手伝いや、翌日の炊き出し実施に向けて準備を始めました。炊き出しでは、温かいものを食べていただきたいという気持ちでうどんや炊き込みご飯を準備。2次避難所への避難も含めて被災された方々の支援を行いました。

伊吹班は11人の小さな班ですが、今回、それぞれの団員が「今私たちにできることは何か」を考え行動できたこと、行政や社会福祉協議会とも協力して被災された方の支援ができて達成感がありました。これからも支え合える地域づくりのために、活動を続けていこうと思っています。

みなさんも身近なところでボランティア活動をはじめてみませんか？



6

社会福祉事業



ボランティアにメイクしてもらい笑顔の利用者（福岡県）

社会福祉施設の安全・安心な運営

社会福祉施設は、様々な事情で社会的な助けを必要とする方を支えるため、適正で安定した運営が求められます。

少子高齢化により福祉ニーズが増加する一方で、全国的な福祉人材の不足や処遇改善が社会課題となっており、社会福祉施設の運営は依然として厳しい環境にあります。日本赤十字社の社会福祉施設では、このような環境下においても安全・安心な運営を継続するため、また、地域の福祉拠点として様々な取り組みを行っています。

良質なサービスの提供

社会福祉施設が運営を継続するためには、経営基盤の強化だけでなく、サービスの質の向上が必要となります。令和6年度も施設内外での研修を積極的に受講し、職員のスキルアップの機会を充実させるとともに、経営管理意識の醸成に努めました。職員が研修内容を施設にフィードバックし、業務に反映させることで、より質の高い福祉サービスの提供を目指しました。



子どものメンタルヘルスクア研修(岩手県)



感染症対策研修(埼玉県)

生産性向上への取り組み

福祉ニーズの増加や福祉人材の不足といった社会課題に対応するためには、施設の生産性を向上させることが重要となります。施設の状況に合わせ、ICT（情報通信技術およびその技術を利用したサービスなど）機器を活用し、業務効率化を推進することにより、職員の業務負担の軽減だけでなく、利用者のご家族の安心にもつながります。令和6年度には、各施設における導入事例を共有するとともに、より効果的な活用・運用方法の検討を開始しました。



みまもりカメラの画面や通知の仕様を確認する職員（福岡県）

地域に貢献する活動

児童福祉施設における取り組み

乳児院では、保育士をはじめ、看護師、心理士、管理栄養士、家庭支援専門相談員等による育児相談や体験教室のほか、近隣の親子が集まる育児サークルを継続して開催しました。また、引き続き里親制度の普及啓発活動に積極的に取り組み、令和6年7月に日本赤十字社初の里親支援センターとして「松本赤十字乳児院 里親支援センター ひまわり」が設置され、運営を開始しました。

医療型障害児入所施設では、自治体や保健所等と連携し、在宅で医療的ケアを必要とする方々に向けた「災害時対応ガイドブック」の作成や災害を想定したデイキャンプの開催のほか、医療的ケア児者の支援に特化したコーディネーターや看護師の養成研修を実施するなど人材育成にも取り組みました。



医療的ケア児等を支援する看護師の養成研修(徳島県)

高齢者・障がい者福祉施設における取り組み

特別養護老人ホーム等の高齢者福祉施設では、高齢者のご家族に優しい地域づくりのため、近隣の学校における認知症サポーター養成講座や救急法等講習を実施したほか、福祉の仕事を目指す方の実習受け入れを通じて、今後の社会福祉を担う人材育成に取り組みました。

障がい者福祉施設においても、障がいのある方が安心して自分らしく生活できるよう支援体制の確保や自立促進を図る相談支援事業を継続しました。



高校での救急法講習(鹿児島県)

ボランティアの声 地域のために、今の自分たちにできることを

武蔵野市赤十字奉仕団

私たちは、市内での献血の呼びかけのほか、救急法講習や市が主催する防災訓練への参加など様々な活動を行っています。いざというときに子どもたちが不安にならないように、日頃の防災訓練が大切だと考え、毎年、武蔵野赤十字保育園の炊き出し訓練にも参加しています。子どもたちに、袋にお米と水を入れて鍋でご飯を炊く方法を伝え、と、「ビニール袋でご飯ができるの？」と目を輝かせて楽しそうに体験していた姿が印象に残っています。

今後は、パラスポーツのポッチャなどを取り入れた新しい活動も進めつつ、地域のつながりを大切に、奉仕活動を続けていきたいと思っています。





横浜市立みなと赤十字病院 心臓血管外科の手術の様子（神奈川県）

地域医療に貢献できる病院運営の推進

各地域における地域医療構想に基づいた医療提供体制の整備

今後の人口減少・少子高齢化の進展により、高齢者人口の急増、生産年齢人口の減少が見込まれることから、各都道府県は、地域の実情に合わせた効率的な医療提供体制を整えるため、医療計画の一部として「地域医療構想」を策定しています。公的医療機関である日本赤十字社は、各構想区域における地域医療構想に基づく医療提供体制の再編に対応しているところです。令和6年度は、宮城県の仙台赤十字病院と宮城県立がんセンターの再編統合について、新病院の基本構想を取りまとめたほか、滋賀県の長浜赤十字病院と市立長浜病院・長浜市立湖北病院との病院再編に関する協議を進めました。

災害時における地域医療の継続

公的医療機関である日本赤十字社は、災害発生時には建物被害等を最小限にとどめ、医療の提供を継続する責務を有しています。この責務を果たすため、全ての赤十字病院にて災害発生時の対応を記したBCP（事業継続計画）を整備しています。令和6年度はBCPの実効性の向上のため、各種リスクに対応する統一した項目を掲載した BCP の策定を促進するとともに、第三者機関により策定された評価様式を用いて各病院のBCPを評価しました。

安心・安全で質の高い医療の提供

患者サービス向上のための医療DXの実施

医療DXとは、ICT（情報通信技術及び同技術を利用したサービス等）の活用により、医療にかかる業務やシステム、データ保存の外部化・共通化・標準化を図ることで、より良質な医療を受けられるように、社会や生活の形を変えることとされています。赤十字病院グループにおいては、マイナ保険証の利用促進、電子処方箋の導入等の医療DX施策の積極的な推進、各赤十字病院における医療DXの好事例の共有などにより、医療DXが一層推進されるよう取り組んでいます。

新興感染症のまん延時への備え

赤十字病院グループは、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の取り扱いが5類に移行した後も、様々な感染対策を講じながら新型コロナウイルス感染症患者の診療を継続しています。また、今後の新興感染症のまん延時に備えて、すべての赤十字病院は感染症に対応する病床の確保、流行時の医療スタッフの派遣の登録などが盛り込まれた医療措置協定を都道府県と締結しました。さらに令和6年度は新型インフルエンザ等感染症対策ガイドラインの見直しを行い、今後、同ガイドラインに基づき、各赤十字病院が感染症対策マニュアルの改訂を進め、マニュアルの実効性の向上を図ります。

健全で安定的な経営基盤の構築

グループ経営を推進することによる赤十字病院の経営効率の強化

赤十字病院グループは、人口減少に伴う患者の減少、医師の偏在や医療従事者不足による医療提供の継続困難などのリスクを有しております。これらのリスクが最も顕著となる2040年を見据えて、施設単位では対処しきれないところをグループ全体として対処できるよう新たな経営管理体制の構築に取り組んでいます。

令和6年度は、各病院の置かれている状況やこれまでの実績を客観的に評価し、グループ内での自施設の立ち位置や役割を明確化しました。中長期的に経営改善が必要な病院をグループ支援病院、グループ重点支援病院、本部管理病院に分類し、経営健全化計画に基づいて経営改善を目指します。また、それ以外の病院に対しても各病院の月ごとの予算をモニタリングし、目標値と実績値の乖離が大きい病院に対して経営改善に向けた施策を実施しました。

加えて、グループ全体で保有する資金の有効活用を推進するために、令和7年度から運用開始予定の新たな内部資金制度にかかる資金管理システムの導入準備等を行いました。

さらに、大型医療機器の共同入札への参加を促進するなど、赤十字病院の経営効率の強化に取り組んでいます。

ボランティアの声 北見赤十字病院の激動期と重なる、支援する会での 16 年

北見赤十字病院の明日を考え支援する会 代表 おおさか しんじ 逢坂 信治さん

平成20年1月、北見赤十字病院の内科医師6人全員が3月末で退職する意向を示し、北見の街に医療不安が衝撃的に広がりました。翌年の12月に、「北見赤十字病院の明日を考え支援する会」が発足しました。私は当初から携わり、平成28年からは代表を務めています。令和7年で新代表に交代しますが、これまで様々な活動を行ってきました。

まず、病院を知り、信頼関係を構築するため、懇談や見学を重ねました。そして、混乱の中で病院とともに、医師の確保、北見市役所跡地での新病院開院に向けて、奔走しました。北見赤十字病院は、会ができてからの16年で劇的に進化しました。

今は、私たちができる広報活動、日赤応援団を会の使命とし、ボランティア活動の推進に励んでいます。



北見赤十字病院から感謝状を受け取る逢坂さん（中央左）

8

看護師等の養成



戴帽式に参加する姫路赤十字看護専門学校の学生（兵庫県）

赤十字施設の看護師キャリア開発ラダーの推進

超少子高齢社会において、自然災害対応をはじめ感染対策など、地域の保健・医療・福祉等の分野で重要な役割を担う看護師は、社会から大きな期待が寄せられる存在となっています。全国の赤十字施設では、赤十字理念を基盤とした高い看護実践力を備えた看護師を育成するため、平成18年度から看護師の能力開発の仕組みとして「赤十字施設の看護師キャリア開発ラダー」を導入しています。キャリア開発ラダーには、4分野（実践者、管理者、国際、教員）を設けており、令和6年8月末時点で看護師総数3万7,066名のうち72.1%の2万6,712名の看護師が認定されています。

また、赤十字の看護師には救護員としての役割もあることから、「救護員としての赤十字看護師等研修プログラム」を設け、救護員としての赤十字看護師・赤十字看護師長の育成と指導者の育成のための教育研修を継続して行うことで、災害看護に関する能力の向上に努めています。

赤十字施設及び同じ地域で働く看護師に広く学習機会を提供

赤十字の看護師等教育施設では、看護師を看護専門学校9校及び看護大学6校7学部（学年定員1,115人）、助産師を助産師学校1校（学年定員40人）及び看護大学1学部（学年定員10人）並びに4大学院（学年定員38人）、保健師を看護大学6校7学部（学年定員174人）において養成しています。

明治23年の看護師養成開始以来、養成実績は令和6年度養成者数1,068人を含め12万5,490人となりました。

また、赤十字の看護師等教育施設は、地域連携に積極的に取り組む教育機関として赤十字施設及び同じ地域で働く看護職、介護職等の専門職や一般の方々を対象にしたリカレント教育（社会人の学び直しの場合）機会の提供にも努めています。

※赤十字の看護師等教育施設には学校法人日本赤十字学園が運営する看護大学も含む。

※赤十字の看護師等教育施設の養成数(定員)は令和6年4月現在。

赤十字看護管理者研修等の推進

日本赤十字社幹部看護師研修センターは、赤十字の理念である「人道」に基づいた豊かな人間性を養い、組織の推進者、変革者として活躍できる看護管理者の育成を目指し、高度な教育を行っています。

令和6年度には、赤十字看護管理者研修Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、赤十字科目Ⅰ・Ⅱ、実習指導者講習会をオンライン形式で開催しました。コロナ禍から取り入れたオンライン形式中心の研修は、研修センターから遠く離れた地域の方でも、子育て中あるいは介護中により研修受講を断念していた方にも広く受講機会を提供することができています。全国の赤十字施設などから参加した研修生203名は、互いに学びあい、それぞれの課程を修了しました。

令和5年度の赤十字看護管理者研修Ⅲは、能登半島地震災害対応を優先し、赤十字特講の講義や報告会を令和6年度へ延期しましたが、全員修了することができました。

ボランティアの声 「今、自分たちができること」 ～地域とのつながりを大切に～

浦河赤十字看護専門学校 看護学生奉仕団

私たちは、地域とのつながりを大切に活動しています。

地域包括支援センターで「浦看カフェ」を定期的に開設し、季節感を考えた手作りスイーツを提供し、町民の皆さんと交流しています。また地域の防災訓練では、防災力を高めるために、災害時における手当や避難所で役立つ技術を町民の皆さんにお伝えしています。最近は地域のイベントや各種団体からの活動依頼が増えています。身近な赤十字活動を通して思いやりの心を広め、今できることを共に考え、共に学び、共に笑顔になれるような活動を続けていきます。



地域の防災訓練で、住民の皆様にハンドマッサージを実施しました



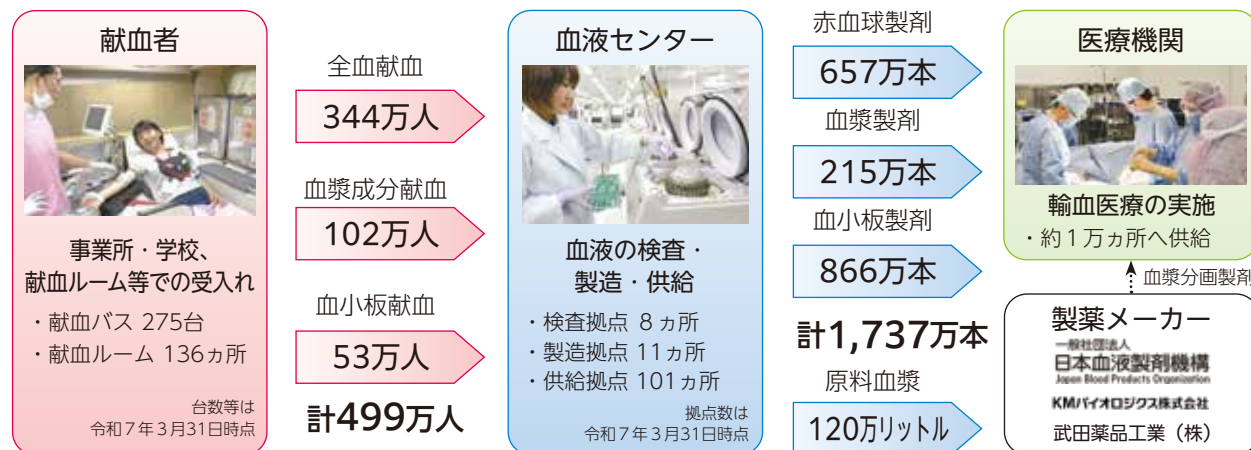
献血ルームにおいて協力いただく献血者（東京都）

必要血液量の安定確保

献血の受入れと血液製剤の安定供給

日本赤十字社は病気やけがで苦しみ、血液製剤を必要とする方やそのご家族のために、安全な血液製剤を医療機関に安定的に届ける使命を担い、血液事業に取り組んでいます。

令和6年度も、医療需要に見合った血液量の確保に努め、合計で499万人（前年度比99.6%）の方々から献血に協力いただき、医療機関が必要とする輸血用血液製剤を安定的に供給するとともに、国内製薬メーカーに対して、血漿分画製剤の原料となる血漿（原料血漿）の必要量を供給することができました。



献血から医療機関まで（令和6年度実績）

※供給本数は200mL献血から得られる量を1本として換算した数。血漿製剤の換算は、FFP-120を1本、FFP-240を2本、FFP-480を4本としていること。
※端数の関係で各項目と合計の数値が必ずしも一致しないこと。

献血推進の取り組み

若年層を中心とした各年齢層への献血推進

少子化・高齢化による献血可能人口の減少やコロナ禍での学校献血の機会の減少により、若年層を中心に新規献血者が減少傾向にあります。将来にわたる献血基盤の構築と継続的な献血にご協力いただくため、中学校や高等学校等における献血セミナーの実施や、「はたちの献血」キャンペーンにおけるテレビやSNSによる広報展開など、若年層を中心とした献血の普及啓発に努めました。

また、献血について、ご協力を呼びかける広報から、自分ごととして捉えていただけるような働きかけをコンセプトとした広報施策として、『THINK献血』（献血のことを少し考えてみませんか?）を年間通して実施しました。令和6年6月14日の世界献血者デーでは、東京の渋谷駅をはじめとする全国の複数の主要駅でのデジタルサイネージでの動画配信、同年8月21日の献血の日では、甲子園球場付近でうちわを配布するキャンペーンをそれぞれ実施しました。



「はたちの献血」ポスター

医療機関との連携

医療機関意識調査の実施

医療機関意識調査は、血液製剤を使用している医療機関の満足度及びニーズを調査・分析することにより、明らかとなった問題点や課題を血液事業に反映させ、輸血用血液製剤の有効利用の促進と輸血医療の安全性向上を目的に3年ごとに実施しています。令和6年度は612施設から回答があり、血液事業で取り組んでいる医療機関対応への評価や、改善すべき点などのご意見をいただきました。今後は更なる医療機関との連携を強化するために、課題の改善に取り組んでまいります。

血液製剤の安全対策の実施

輸血後副作用の減少を図る安全な輸血用血液の供給

献血血液を原料とする血液製剤については、輸血を受ける方の健康を守るため、常に安全性に関する情報を把握し、最新の科学技術を取り入れることで、その安全性と品質の向上を図ることが求められています。血小板製剤における輸血後細菌感染の安全対策として、同製剤へ細菌スクリーニングを導入することとし、令和7年2月には製造販売が承認され、医療機関へも情報提供を行いました。

また、供給開始に向けて、製造工程等の運用手順の確認や、献血受入から供給までのシミュレーション等を実施し、安定供給に支障がないよう準備を進めています。

ボランティアの声 人も自分も良い気持ちになる献血

全国学生献血推進実行委員会委員長 近藤 諒汰朗さん

初めて献血ルームで呼びかけを経験したのは高専1年生の頃。16歳の誕生日をきっかけに献血し、青年赤十字奉仕団（青奉）のポスターを発見。コロナ禍で活動を制限される厳しい環境の中でボランティアライフが始まりました。コロナ禍なりの活動と団員確保の日々、気づけば青奉と全国学生献血推進実行委員会の委員長という重役を担っていました。

献血の呼びかけをしているとたくさんの温かい声をいただきます。「父が輸血で助かりました。」「母ががん治療中でお世話になっています。」そんな声をいただくと活動をしてきて良かったなと胸が温かくなります。



コーポレート機能の充実強化

多様なプレーヤーの姿を発信し、総合力を魅せるブランディング広報の強化

支援の流れを「認知」→「理解」→「検討」→「行動」→「継続」という5つの段階で捉え、それぞれに効果的なコミュニケーション施策を実施し、その施策効果の分析・評価・修正のPDCAを回すことで最適化を図る「マス×デジタル×リアル」の「総合コミュニケーション」を推進しています。

令和6年度は、赤十字のさまざまな事業で活躍する多様なプレーヤーたちの姿を発信するとともに、日赤の総合力を魅せるため、「『赤十字は、動いてる!』を、もっと。」というコンセプトをベースに、俳優の上白石萌音さんを起用し、テレビCMの放送や特設サイトでの情報発信、WEB広告の配信等を展開しました。また、全社共通計画に基づき、災害に対する日本赤十字社の人道支援活動をより多くの方々に認知・理解いただくとともに、災害への備えを呼びかける「ACTION!防災・減災プロジェクト」を実施しました。加えて、全社対象の広報講座の定期的な開催やインナーコミュニケーション施策を通じて、各事業、各職員の広報スキル及び資質の向上に努めました。その結果、国内外で人道支援活動を行う団体における日本赤十字社の純粋想起率は34.2%（対前年度比7.3%の増）、国内災害救護の認知率は35.1%（対前年度比0.5%の増）となりました。



赤十字運動月間（年間広報ブランディング）ポスター

大規模災害等が発生した際の事業継続等

大規模災害等を想定した本社機能の維持

令和6年度は災害時に日本赤十字社本社での事業継続が困難になった場合に備え、令和5年度に見直しを行った本社事業継続計画（BCP）に基づく訓練を本社機能代替施設で実施しました。

また、ICT（情報通信技術及び同技術を利用したサービス等）インフラを効果的に活用することで、日本赤十字社の災害時活動をより強固なものとするべく、関連機器の更新を実施するとともに、

に、社屋外での活動時における更なるセキュリティを確保した仕組みの構築に向けた検証に取り組みました。

さらに、災害対策本部業務のモニタリングについて、具体的な着眼点を挙げ、令和7年1月に実施された本社災害対策本部訓練にて検証しました。

災害等資金の有効活用に向けた積立目標等の見直し

日本赤十字社では、災害等資金の有効活用に向けた検討を進めています。

令和6年度は、前年度に実施した論点整理を踏まえ、非常時の円滑な活動を支えるために最低限確保すべき資金量を試算するとともに、資金の運用を含めた中長期的な活用方法について調査・分析を進めました。

また、災害時に救護活動を迅速に実施し、災害等により社資の減少があっても赤十字事業を継続するために支部が保管する災害等資金について、近年の災害救護の実態等を踏まえて積立目標額を見直しました。

気候変動への取り組み

具体的な取り組み実施に向けたアクション・プランの策定

日本赤十字社では人道支援団体として、人道上の危機である気候変動に対し社として取り組んでいく必要があると考え、令和6年度に詳細な取り組み内容を定めた「日本赤十字社の気候変動対応にかかるアクション・プラン」を策定しました。（詳細については特集4-1「気候変動への取り組み」P15を参照。）

環境にやさしい事業運営の実現

気候変動の「緩和」に向けて、これから日本赤十字社のCO2排出量の抑制に取り組むにあたり、令和6年度においては、各施設の省エネルギー施策の好事例を集めた「省エネガイドブック」を作成しました。医療事業においては、5施設を対象として試行的にエネルギー消費量や効果的な使用エネルギー削減方法について調査を開始し、3施設の駐車場にEV充電器を12台設置しました。また、血液事業においては、温室効果ガス削減に寄与する施策の検討を進めました。

人事・組織体制の充実強化

トータルリワードの視点からの職員の健康支援及び成長支援並びに多様性の推進

人口減少社会や各事業を取り巻く環境変化に対応し、安定的な人材の確保・育成・定着を図るため、『トータルリワード（総合的な人材への投資）』を掲げ、各種施策に取り組みました。

一例としては、育児・介護休業法の改正に併せて、育児と仕事の両立を支援するための「子の看護等休暇」の制度化を図りました。更に、介護離職を防止するための組織風土の醸成や職場環境の整備を目的として、「介護と仕事の両立支援 社長メッセージ」を全国の職員向けに発信しました。

また、人事戦略の効果を測定する重要な指標として、令和5年度に引き続き「職員エンゲージメント調査」を実施しました。継続的に調査することにより、組織の課題等の抽出・分析を行い、施策に反映させるとともに、調査結果を職員と共有することで、相互にコミュニケーションを取りながら、より良い職場づくりに取り組んでいます。

長期ビジョンで示された事業展開を支える体制の構築

長期ビジョン達成に向けて、令和4年度から導入された新たな業務執行体制に基づいた職務権限の在り方や役員のジェンダーバランスの確保を進めるほか、人口構造をはじめとする様々な社会環境の変化に対応し、創立150周年から先の未来においても日本赤十字社がサステナブルに人道活動を継続していくための事業実施体制の検討を進めています。

全社的なリスク管理能力の向上

日本赤十字社の事業にマイナスの影響を与える事件、事故の発生等による信用失墜等のリスクの最小化を図るべく、令和6年度は本社におけるリスク管理体制を本格運用して、リスクの抽出、評価を行いました。そのうえで、各リスクの低減策を立案・実行するとともに、リスク管理委員会においてその実行状況等の検討、審議を行い、リスク発生の予防に努めました。

また、リスク管理体制の全社への拡大を目指すため、令和6年度は全社的なリスク管理体制のあり方、リスク管理の進め方を検討しました。また、各支部・施設のリスク管理の実態を予め確認する必要があることから、把握のための調査項目も検討しました。

ICTインフラ等の構築と日本赤十字社職員のICTインフラ活用能力の向上

ICT（情報通信技術及び同技術を利用したサービス等）化・デジタル化を業務改革の手段と捉え日本赤十字社全体の経営効率化を目的として令和4年度に策定した「日本赤十字社第2期ICT化基本構想」に基づき、ICTインフラ等の構築に向け検討・開発を進めています。令和6年度においては、総務・企画部門、人事部門及び救護部門に関連する情報システム導入の検討を進め、人事部門、救護部門に関連する情報システムは一部稼働を開始しました。

日本赤十字社におけるガバナンスの強化に向けた監査機能の強化

令和6年度は準拠性監査及び事業監査を行いました。準拠性監査は、改善状況のフォローアップ監査として94施設を対象に実施しました。また、事業監査は随意契約の適正性、現金・固定資産管理をテーマとし、随意契約の適正性では、血液事業本部及び支部、血液センターを対象に随意契約の実施状況、契約理由や契約事務、長期間にわたり継続された契約の状況等を中心に確認しました。また、現金・固定資産管理では、本社内の各支部・施設所管部の内部管理状況、医療施設、社会福祉施設における現金管理の方法や課題、固定資産の実査状況等の実態を確認しました。さらに、施設への往査と職員へのインタビューを実施し、評価及び必要となる提言を行いました。

Pickup 赤十字わたし

2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）が令和7年4月に開幕しました。そこには赤十字の理念を伝える国際赤十字・赤新月運動のパビリオンも出展しています。

20 年前の 2005 年愛・地球博にも国際赤十字・赤新月運動のパビリオンを出展していました。その際に副館長を務めた井上忠男さんが大阪・関西万博にも足を運ばれました。赤十字における人道研究の第一人者である井上さんが大阪・関西万博で感じたこと、愛・地球博でのこと、これまでの赤十字人生について伺いました。

— 「感動」と「出会い」に支えられ半世紀 —

平成 18（2006）年 1 月の初め、長いトルコひとり旅を満喫し、年始の社長訓示も欠席して初出勤すると秘書課から電話があった。「近衛社長が呼びです」とのこと。2005 年愛・地球博を終えた解放感でまったりしていた気分は一転し緊張した面持ちで社長室へ。社長は笑みを浮かべながら、「新年の挨拶に秋田短大の時光学長が来られたが4月からの教授の話、未だに君から返事がないと言って困っていたよ。4月のことだし早く返事しないとね」。恐縮しながら社長室を辞すと翌日、今度は大塚副社長（学校法人理事長）に呼ばれた。「社長から聞いたけど教員の誘いがあるとか。どうするの。早く返事しないと先方も困るよ。」と心配気な様子。万博の仕事をやり尽くした感もあり、本社でこれ以上燃焼できる仕事もないなと思っていた矢先の教員への誘いだったが、最後の一步で逡巡していた。そして失礼極まりない愚問を副社長に投げかけてしまった。「もし、副社長ならどうしますか・・・?」と。副社長は暫し天井を見上げて思案され、「う～む。僕なら行くかもしれないな。だって教員って面白そうじゃないか」。その夜、私は妻を説得し単身での7年間の秋田生活を決断した。本社を辞めて行くつもりだったが、「辞めて行ったら水が合わなくても帰る所がなくなるよ」と副社長からは温かいお言葉をいただき出向扱いとなった。結局、水が合ったのか秋田には 12 年もお世話になった。今思えば、本社で 30 年、秋田と渋谷の看護大学で 18 年など、今年で赤十字との繋がりは 50 年となる。

入社時の最初の仕事はボランティアのお世話だった。前年のベトナム戦争終結による難民支援で大宮の収容施設で彼らと寝食を共にした。その後、報道課で社内報、赤十字新聞の編集、広報を長く勤め、開発協力課長時代には対ロシア支援、カンボジア、ラオス、ベトナム、ネパール、バングラデシュ、太平洋諸国、エチオピアなどの途上国支援に従事した。平成3（1991）年の湾岸



井上 忠男さん
いのうえ ただお

日本赤十字国際人道研究センター所長。日本赤十字社本社社会部、組織推進部、国際部、企画広報室などを経て日本赤十字看護大学、秋田看護大学教授、赤十字学園事務局長を務める。この間、2005年愛・地球博の赤十字パビリオン副館長、東洋大学国際哲学研究所客員研究員、防衛省統合幕僚学校講師などを務め、赤十字と人道法の教育功労により令和5年に防衛大臣表彰を受ける。

大阪・関西万博の
国際赤十字・赤新月パビリオン前で

戦争後のイラク・クルド地帯への出張は記憶に鮮烈だった。阪神淡路大震災では神戸で外国人安否調査に従事し、昭和 60（1985）年の日航機墜落事故では、藤岡市立体育館で御遺体と御遺族に向き合う仲間の姿に頭が下がった。青少年課長時代は、JRC 指導者との深夜に及ぶ濃厚な赤十字談義が私の赤十字観を鍛え直してくれた。今でも彼らとの繋がりは続いている。

実務者としての最後の仕事は 2005 年愛・地球博の赤十字パビリオン出展事業となった。当時の藤森社長は、「人は感動しなければ動かない」が持論だった。難問山積の当時の日本赤十字社の改革には、その原動力となる職員自身が自らの仕事の凄さ、素晴らしさを実感しなければならぬというわけだ。それに強く共感した私たちは、「感動のパビリオン」の実現を目指した。説明もしない、宣伝もしない、キャプションもナレーションもない映像とミステルの楽曲だけのパビリオンはこうして生まれた。「理解する」より「感じる」が大事だと思った。社内では異論もあったが、言葉と言いつく（宣伝）ばかりが多い世の中で赤十字に言葉はいらない、と思ったからだ。「赤十字は背中で見（魅）せる仕事」だから…。春には閑古鳥が鳴いていた赤十字パビリオンは連休明けから俄かに行列の波ができ、それは閉会まで絶えることがなかった。計算外の僥倖である。人は感動して初めて動こうとし、本気で仕事をしようとする。万博は職員にそうした機会を与え覚醒させる場と信じた藤森社長の思いは、職員だけでなく大塚副社長（当時）や来場者の心にも深く突き刺さった。万博成功に貢献したパビリオンとして万博協会の豊田章一郎会長からも表彰を受けた。

気持ちが萎える出来事もある日常の中で、私たち自身が蘇るためには自分の仕事の凄さ、尊さに今一度、気づき、感動しなければならないことを藤森社長は教えてくれた。今、開催中の大阪・関西万博、赤十字パビリオンの「気づき」「考え」「行動する」のコンセプトにもそうした願いが込められているのだと思う。

長年の赤十字人生の中で数回、社を辞めようと思ったことがある。ところがそんな時に不思議と海外出張があり、赤十字の現場を肌で実感する機会となった。東京の林立するビル群の一室で鬱屈していた自分が覚醒され、赤十字の本当の醍醐味は現場にあることを実感した。「この仕事、まだまだ頑張れそうさ。」そういう思いに騙され?続けて気づけば半世紀が過ぎた。実務者として、また教育者、研究者として多面的な仕事に巡り会うことができた赤十字の裾野の広さ、奥深さ、そして何

よりも沢山の共感しあえる人たちとの出会いがこれまでの人生を支えてくれた。感謝である。

藤森昭一社長、時光直樹学長、そして大塚義治社長との出会いがなければ今の自分はないのは確かである。そして私の人生を変えた方々は、今はこの世にいない。人は自分一人で自分の人生を築くことはできない。他者との出会いの中で人の人生は形作られる。そんな思いを今更のように噛みしめる今日この頃である。



イラク北部ベンジウィンのICRC宿舎にてクルド人救援の
日本赤十字社派遣員と井上さん



2005年愛・地球博で
藤森名誉社長（左端）、大塚副社長（中央）、
三根館長と副館長を務める井上さん（右端）

深掘り! 支部の活動

日本赤十字社は、日本全国47都道府県に各1支部を置き、地域に根差した活動を実施しています。今回は、その中から2つの支部に焦点を当て、それぞれの地域が抱えるニーズに応じた活動を掘り下げてご紹介します。



直島町地域防災セミナーを開催しました



町役場と連携した防災教室を開催!

香川県支部

離島における防災意識等の向上 ～気軽に参加できる仕組みづくり～

日本赤十字社香川県支部では、大規模災害から人々のいのちを守り、その被害を最小限に抑えるためには、日頃から地域防災・減災に対する意識を高めること、また、災害発生時に地域の人たちが自ら迅速かつ確に対応できる強靱な地域コミュニティづくりを行うことが速やかな復旧・復興につながると考えています。そのため、防災教育の一層の普及推進を図る場として、県内の各地域に出向き、赤十字地域防災セミナーを開催しています。

香川県は、日本で一番面積の小さい県として知られていますが、温暖な気候で、災害も少なく、暮らしやすい地域です。しかしながら、過去には大雨や高潮による被害を経験したこともあり、また南海トラフ地震等の大規模地震の発生リスクも高まっている中では、防災・減災への備えが急務となっています。特に、瀬戸内海に面した香川県には離島が多く人口減少や高齢化も進んでいるため、こうした地域で災害が発生した時の対応が喫緊の課題となっています。

現代アートの島として世界的に注目されている直島町で

は、赤十字奉仕団が自治体や教育委員会と協力して活動しています。活動に参加しているのは、子どもから高齢者まで幅広く、島への移住者にも積極的に声掛けを行い、活動の幅を広げています。

特に、防災情報の「見える化」に力を入れており、町の広報誌だけではなく、SNSを活用して防災情報を発信しています。また、子どもたちや若い世代に、楽しく防災やいざという時の対策を学んでもらおうと、クイズ形式での防災講座や着衣泳など「知ること」「体験すること」を重視した学びの場を提供しています。

平時から防災意識を高めてもらい、過去の災害経験から備えの大切さを学ぶことで、長期的な視点で「自助」の意識を育む活動を行っています。

直島町赤十字奉仕団の濱中委員長は、「今後も次につながるよう、気軽に参加できる仕組みづくりを考えていければと思っています。」と今後の抱負を述べていました。



アルファ米を使って炊き出し訓練



直島町教育委員会とコラボした親子で防災講座



移住者の子育て支援や居場所づくりの場で幼児安全法講習

秋田県支部

「ちいきつながり隊!」活動、はじまる! ～赤十字を支える奉仕団活動の活性化のために～

秋田県は人口減少率、高齢化率が全国で最も高く、一方、0歳から14歳までの年少人口、15歳から64歳までの生産年齢人口の割合が最も低いという難題を抱えています。高齢化が進行していく中、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制(地域包括ケアシステム)の構築は重要です。地域包括ケアシステムへの貢献は日本赤十字社秋田県支部の重点推進事項でもあり、これまで講習や奉仕団活動を中心とした「生活支援」や「介護予防」に力を入れてきました。

令和6年度には各奉仕団が実施している活動を継続し、また、活性化させたいという思いから、「ちいきつながり隊!」と銘打って秋田県内の5つの地域奉仕団が地域ごとに様々な活動を行いました。日本赤十字社秋田県支部からも財政

支援を行うなど、奉仕団をサポートしました。

町役場と連携した防災教室の開催や炊き出し訓練の実施、人と会って楽しい時間を過ごすためのサロンの運営、最近県内でも被害額が大きくなっている特殊詐欺防止の講習会など、地域ごとに異なる課題解決に向けた奉仕団活動を実施しました。ある地域奉仕団の委員長は、「婦人会の解散により、奉仕団も解団という流れもあったが、『地域の宝』とっていただけたらいい。私たちが有志で地域での赤十字活動を続けよう!と一念発起した矢先にこの『ちいきつながり隊!』の募集があり、活動に対する財政支援はとてもありがたかった。」と話しています。日本赤十字社秋田県支部では令和7年度も赤十字を支える奉仕団活動が活性化するように、財政支援などを継続し、奉仕団活動の一助となるように支援していきます。



健康生活支援講習「フレイルの予防」でリラクゼーションの練習中



地域サロンでの交流

令和 6 年度決算の概要

(千円)

		令和5年度 決算額	令和6年度 予算現額	令和6年度 決算額	対前年度 増減額
一般会計 〔本社と支部を 合算〕	歳 入	87,095,163	82,535,198	80,015,810	△ 7,079,353
	社 資 収 入	30,021,184	27,473,561	29,537,686	△ 483,497
	委 託 金 等 収 入	106,336	308,985	487,924	381,588
	補助金及び交付金収入	964,088	1,938,634	914,564	△ 49,524
	災害義援金預り金収入	38,182,279	11,507,860	11,507,861	△ 26,674,418
	繰 入 金 収 入	9,752,258	34,052,868	29,898,052	20,145,793
	そ の 他	3,170,176	2,698,804	2,775,349	△ 394,827
	前 年 度 繰 越 金	4,898,839	4,554,486	4,894,372	△ 4,466
	歳 出	82,200,791	82,535,198	76,388,430	△ 5,812,360
	災害救護事業費	20,224,187	34,155,334	33,861,860	13,637,673
	社 会 活 動 費	2,660,739	3,449,091	2,866,847	206,108
	国 際 活 動 費	7,872,172	9,498,659	6,857,286	△ 1,014,886
	指定事業地方振興費	688,619	521,676	517,805	△ 170,813
	地区区分交付金支出	1,730,752	1,921,902	1,689,673	△ 41,078
	社 業 振 興 費	3,516,817	4,635,370	4,303,394	786,577
	基盤整備交付金・補助金支出	4,329,509	5,403,571	4,365,259	35,749
	積 立 金 支 出	30,451,053	12,457,038	12,274,013	△ 18,177,040
	総務管理費・監査費	4,939,342	5,862,110	5,368,559	429,216
	資産取得及び資産管理費	2,673,107	1,895,122	1,667,022	△ 1,006,085
	本 社 送 納 金 支 出	2,447,139	2,529,971	2,506,669	59,529
	そ の 他	667,350	111,161	110,038	△ 557,312
	予 備 費	0	94,192	0	0
	歳入歳出差引額	4,894,372	0	3,627,380	△ 1,266,992
医療施設 特別会計 〔本社と病院を 合算〕	収 益 的 収 入	1,174,609,394	1,206,011,497	1,176,034,385	1,424,991
	医 業 収 益	1,092,955,907	1,153,623,914	1,120,271,697	27,315,789
	入 院 診 療 収 益	729,226,761	—	756,607,448	27,380,687
	外 来 診 療 収 益	325,215,232	—	324,919,074	△ 296,157
	そ の 他	38,513,914	—	38,745,174	231,259
	医 業 外 収 益	66,622,039	38,769,793	42,336,912	△ 24,285,126
	医療社会事業収益	839,914	836,810	793,344	△ 46,569
	付 帯 事 業 収 益	12,456,717	12,713,930	12,396,889	△ 59,828
	特 別 利 益	1,734,814	67,050	235,541	△ 1,499,273
	収 益 的 支 出	1,158,712,789	1,240,798,747	1,112,653,102	△ 46,059,686
	医 業 費 用	1,122,661,017	1,201,852,960	1,079,290,608	△ 43,370,408
	材 料 費	354,594,825	—	366,079,225	11,484,400
	給 与 費	526,514,896	—	466,547,639	△ 59,967,256
	委 託 費	80,487,550	—	83,282,969	2,795,419
	設 備 関 係 費	113,578,035	—	113,776,187	198,152
	研 究 研 修 費	3,488,429	—	3,685,298	196,868
	経 費	43,997,279	—	45,919,287	1,922,008
	医 業 外 費 用	11,474,255	12,211,975	11,449,260	△ 24,995
	医 療 奉 仕 費 用	9,010,161	9,515,466	7,738,699	△ 1,271,462
	付 帯 事 業 費 用	13,674,978	14,209,425	12,519,672	△ 1,155,306
	特 別 損 失	1,952,438	2,086,832	1,261,964	△ 690,473
	法 人 税 等	△ 60,061	410,479	392,897	452,959
	予 備 費	0	511,607	0	0
	収入支出差引額	15,896,604	△ 34,787,250	63,381,283	47,484,678
	資 本 的 収 入	87,751,403	140,344,014	97,447,301	9,695,897
	固 定 負 債	16,755,204	41,274,561	23,312,743	6,557,538
	資 産 売 却 収 入	8,506	0	0	△ 8,506
	そ の 他 資 本 収 入	70,987,692	99,069,453	74,134,557	3,146,865
	資 本 的 支 出	87,751,403	140,344,014	97,447,301	9,695,897
	固 定 資 産	58,952,153	103,432,755	62,163,642	3,211,488
	借 入 金 等 償 還	28,799,250	36,911,259	35,283,658	6,484,408

(千円)

		令和5年度 決算額	令和6年度 予算現額	令和6年度 決算額	対前年度 増減額
血液事業 特別会計	収 益 的 収 入	166,555,270	163,760,016	165,686,559	△ 868,711
	事 業 収 益	162,120,721	160,819,112	161,631,576	△ 489,144
	輸血用血液製剤供給収益	148,281,188	—	147,841,371	△ 439,817
	原料血漿供給収益	13,657,761	—	13,647,930	△ 9,830
	その他事業収益	181,772	—	142,275	△ 39,497
	事 業 外 収 益	2,792,672	1,339,589	2,486,906	△ 305,765
	関 連 事 業 収 益	1,640,059	1,601,315	1,565,606	△ 74,453
	特 別 利 益	1,817	0	2,469	652
	収 益 的 支 出	157,494,914	162,519,990	152,578,050	△ 4,916,863
	事 業 費 用	155,010,888	159,459,118	150,002,888	△ 5,008,000
	(人 件 費)	59,221,547	—	54,424,563	△ 4,796,984
	(材 料 費)	40,626,010	—	41,359,072	733,062
	(経 費)	55,435,372	—	54,440,142	△ 995,230
	(そ の 他)	△ 272,041	—	△ 220,889	51,152
	事 業 外 費 用	48,811	61,326	59,519	10,707
	関 連 事 業 費 用	2,190,119	2,289,626	2,269,576	79,457
	予 備 費	0	0	0	0
	特 別 損 失	242,783	699,920	244,846	2,063
	法 人 税 等	2,310	10,000	1,218	△ 1,091
	収入支出差引額	9,060,356	1,240,026	13,108,508	4,048,152
	資 本 的 収 入	25,179,626	36,383,633	21,477,033	△ 3,702,593
	借 入 金 等 収 入	681,592	1,224,211	903,885	222,293
	資 産 売 却 収 入	28,705	0	3,340	△ 25,364
	そ の 他 収 入	24,469,329	35,159,422	20,569,807	△ 3,899,522
	資 本 的 支 出	25,179,626	36,383,633	21,477,033	△ 3,702,593
	固 定 資 産 支 出	24,899,392	36,103,399	21,196,799	△ 3,702,593
	借 入 金 等 償 還	280,234	280,234	280,234	0
	そ の 他 支 出	0	0	0	0
社会福祉施設 特別会計 〔各拠点区分を 合算〕	歳 入	19,240,106	20,619,127	20,094,355	854,248
	事業活動による収入	13,965,855	14,703,613	14,312,016	346,160
	(児 童 福 祉 施 設)	7,609,166	7,930,404	7,974,876	365,709
	(老 人 福 祉 施 設)	4,033,392	4,346,666	4,022,868	△ 10,524
	(障 害 者 福 祉 施 設)	614,845	640,525	586,676	△ 28,168
	(複 合 型 施 設)	1,708,450	1,786,018	1,727,591	19,141
	(本 部 会 計)	0	0	3	3
	施設整備等による収入	40,411	44,029	59,585	19,173
	その他の活動による収入	996,543	1,813,662	1,270,580	274,036
	前期末支払資金残高	4,237,296	4,057,823	4,452,173	214,876
	歳 出	14,787,933	16,775,826	15,776,981	989,047
	事業活動による支出	13,479,854	15,031,939	14,228,644	748,790
	(児 童 福 祉 施 設)	6,895,180	7,709,728	7,393,619	498,438
	(老 人 福 祉 施 設)	4,116,319	4,541,781	4,222,190	105,871
	(障 害 者 福 祉 施 設)	568,178	710,927	670,725	102,547
	(複 合 型 施 設)	1,893,846	2,031,659	1,934,929	41,083
	(本 部 会 計)	6,329	37,844	7,178	849
	施設整備等による支出	323,809	628,865	575,609	251,800
	その他の活動による支出	984,270	1,031,801	972,727	△ 11,542
	予 備 費 支 出	0	83,219	0	0
	歳入歳出差引額	4,452,173	3,843,301	4,317,373	△ 134,799

※千円未満切り捨て

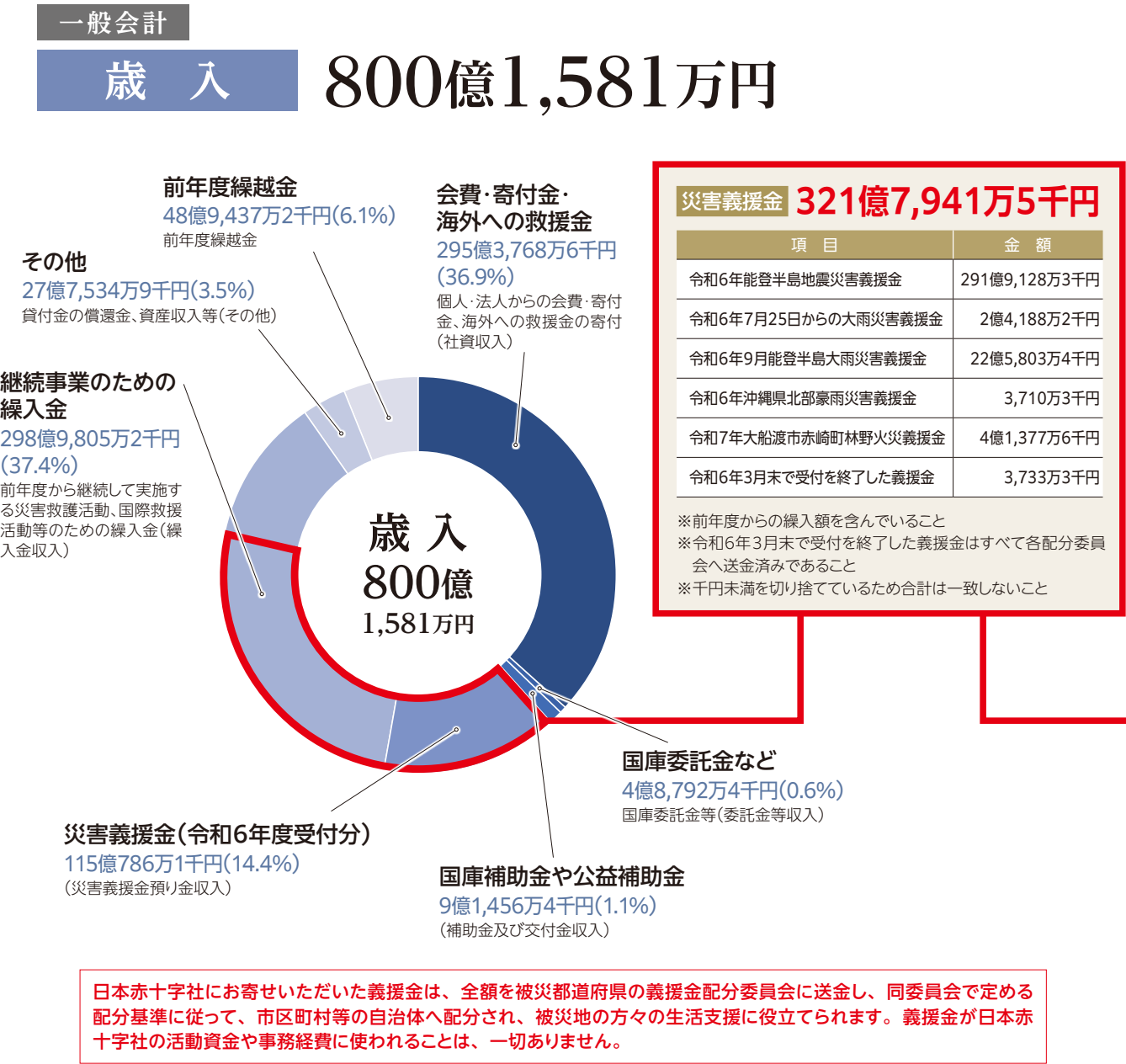
●本社、支部、施設間で重複計上されている主な経費

①本社から支部、施設への交付金	30億2,352万8千円
②支部から本社への社資送納金（一般会計）	25億 666万9千円
③支部から医療施設への繰出金	18億2,602万8千円
④本社・医療施設間の内部取引（医療施設特別会計）	13億7,934万4千円

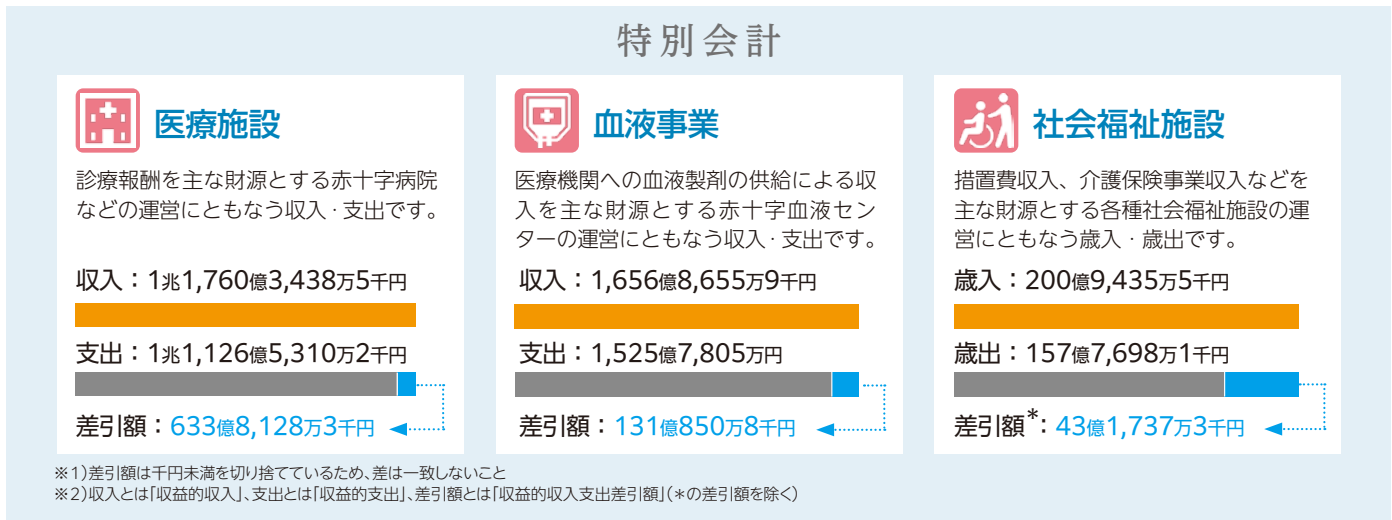
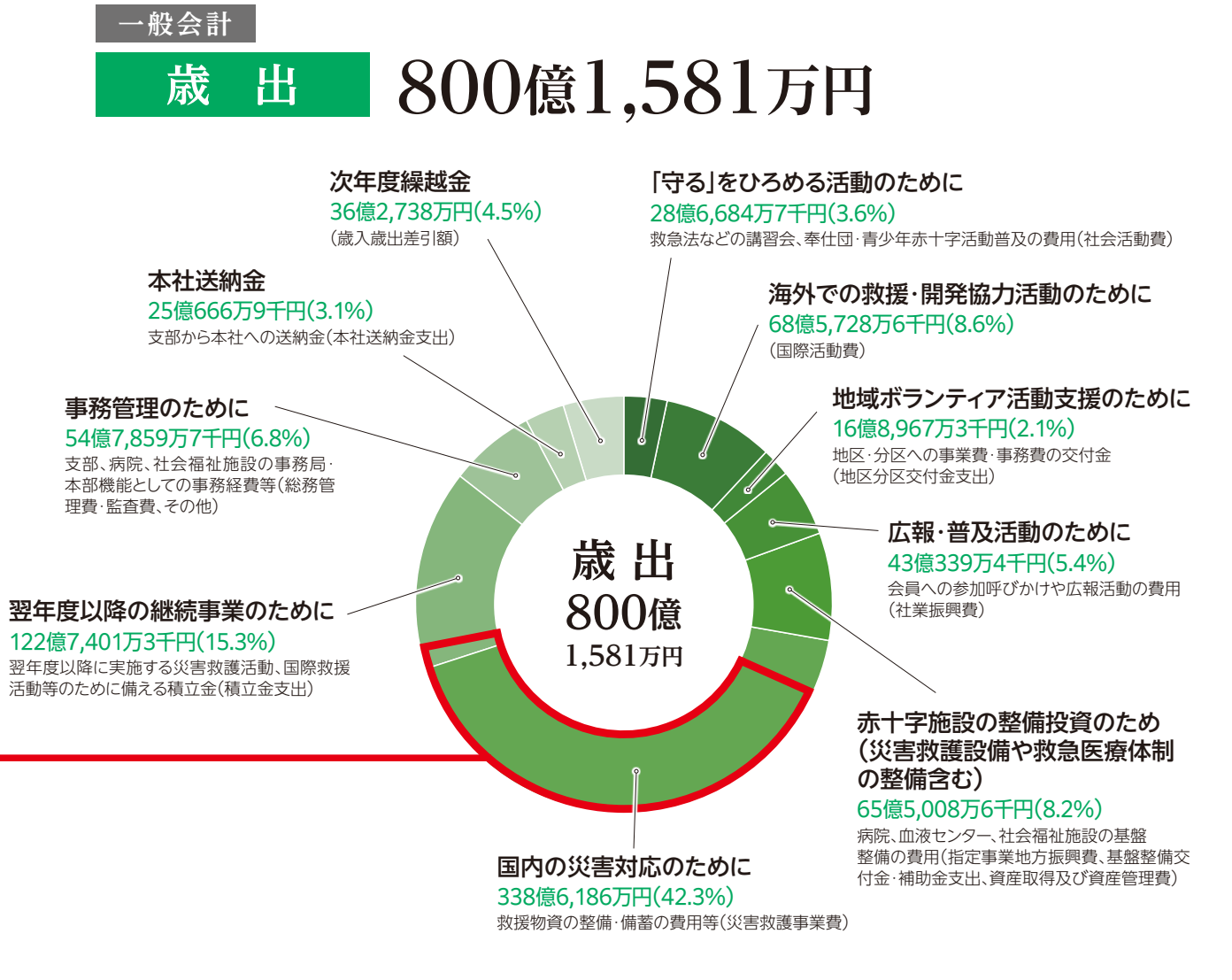
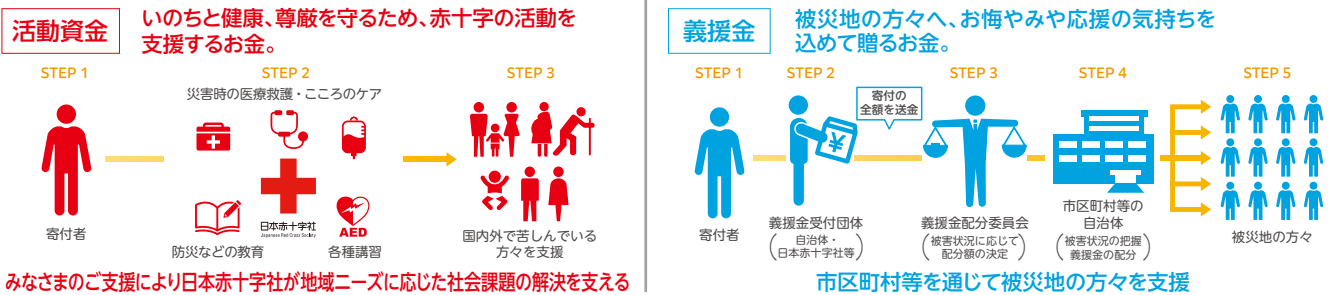
令和6年度決算の概要

令和6年度、日本赤十字社は一般会計と3つの特別会計(医療施設、血液事業、社会福祉施設)をあわせて総額1兆4,000億円を超える規模の事業を展開しました。このうち、個人・法人の皆さまからいただいた会費や寄付金を主な財源として実施した活動にかかる歳入歳出は以下のとおりです。

※合計額には本社・支部間で重複する額を含んでいること
※千円未満を切り捨てているため、歳入と歳出それぞれの各項目の合計額と表示している合計額は一致しないこと



活動資金と義援金 何が違うの？



赤十字のしくみ

日本赤十字社は国際赤十字・赤新月運動（国際赤十字）の一員として、国内外で「いのちと健康、尊厳を守る」ために活動します。

国際赤十字・赤新月運動（国際赤十字）

赤十字国際委員会（ICRC）

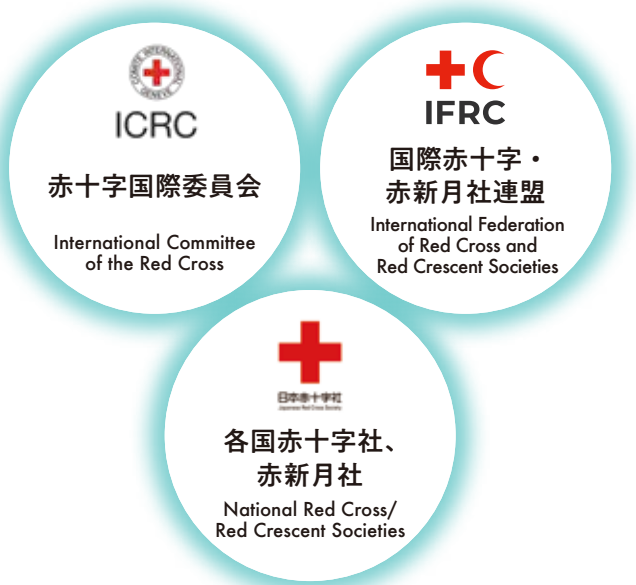
武力紛争及びその他暴力の伴う事態によって犠牲を強いられる人々の生命と尊厳を保護し、必要な援助を提供します。

国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）

191の赤十字社、赤新月社の連合体。各国での活動を支援・推進し、災害時等に国際的な活動の調整を行います。

各国赤十字社、赤新月社

世界191の国・地域において紛争や災害時の救護活動や平時における医療・保健、血液事業、青少年の育成等、各国に根差した人道的な活動を行います。



以下の3つの特徴を生かして世界規模の人道活動を展開しています。

共通の理念・原則

国際赤十字・赤新月運動の基本原則や国際人道法など、赤十字の活動の根拠となる共通の理念と原則に基づいて活動します。

ボランティアの力

全世界で1,800万人にも及ぶ赤十字のボランティアが、地域の隅々にまで根を張り、最も弱い立場にある人々のために活動します。

国際的なネットワーク

世界191の国と地域に赤十字社、赤新月社があり、それぞれの資源やノウハウ、特徴を生かして、互いに連携して活動します。



令和6年赤十字・赤新月国際会議の様子(スイス・ジュネーブ)

日本赤十字社の概要

名称及び所在地等	目的
社 名 日本赤十字社	日本赤十字社は、赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神にのっとり、赤十字の理想とする人道的任務を達成することを目的とします。
所 在 地 東京都港区芝大門1丁目1番3号	
電話番号 03-3438-1311	

日本赤十字社の沿革

明治10年	博愛社設立（西南戦争における負傷者保護を目的）
明治19年	日本政府がジュネーブ条約に加入
明治20年	社名を日本赤十字社に改称 赤十字国際委員会の承認を得て国際赤十字の一員となる
明治34年	民法に基づく社団法人として認可される 勅令第223号により「日本赤十字社条例」（後の「日本赤十字社令」）が公布される
昭和22年	「日本赤十字社令」が廃止される
昭和27年	議員立法による単独法として「日本赤十字社法（法律第305号）」が制定され、同法に基づく法人となる。 同法は、日本赤十字社の公共性と国際性を明らかにし、自主性を強調し、赤十字の中立性を厳に保障している

名誉総裁・副総裁

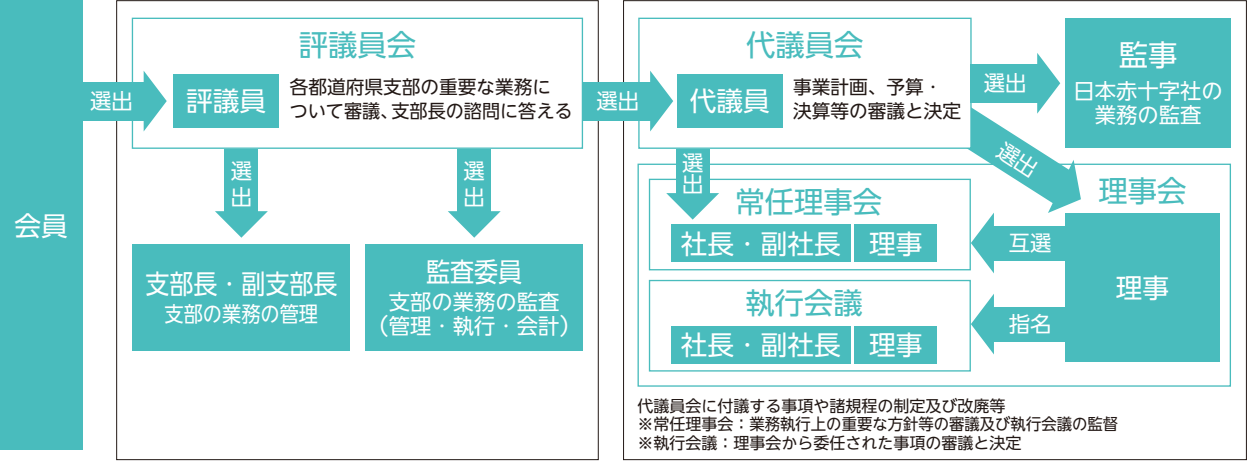
名 誉 総 裁	皇后陛下
名誉副総裁	秋篠宮皇嗣妃殿下 常陸宮殿下・同妃華子殿下 寛仁親王妃信子殿下 高円宮妃久子殿下

議決機関等

日本赤十字社法において、「日本赤十字社は、社員をもって組織する。」と規定されています。この「社員」については、一般的な会社員という意味に捉えられてしまうことがあり、わかりにくさもあったため、平成29年度に日本赤十字社定款を一部変更し、「社員」を「会員」に改め、「会員をもって日本赤十字社法上の社員とする。」と規定しました。

日本赤十字社にとって会員は、組織の基礎をなすものであり、会費に協力いただくとともに、役員・代議員の選出や、業務・収支決算の報告を受けるなどの権利があります。

会員の中から、各都道府県支部において評議員が選出され、評議員会を組織し、評議員会で代議員（定数223人）が選出されます。選出された代議員によって組織されるのが代議員会で、日本赤十字社の最高議決機関です。



「より信頼される」日本赤十字社へ

国民の理解と協力に支えられ、「いのちと健康、尊厳を守る」という使命を達成するために事業活動を行う日本赤十字社は、高い公共性を有しながら、広く社会に貢献していくという役割を担っています。より信頼される組織として基盤をより強固なものとし、組織力を高めて業務を適正に行い、透明性を確保して説明責任を果たしていくことで、より一層の理解・協力を得られる組織を目指します。

日本赤十字社の役員

(令和7年4月1日現在)

社長・副社長

社長 清家 篤	副社長 鈴木 俊彦	副社長 十倉 雅和 (一社)日本経済団体連合会 会長
------------	--------------	----------------------------------

滋賀県 坂口 康一 近江鍛工(株) 代表取締役会長(※)	京都府 澤田 清一 赤十字奉仕団京都府支部委員会委員長	大阪府 中谷 博昭 日本赤十字社大阪支部衛星都市郡部 赤十字奉仕団連絡協議会 会長	兵庫県 大久保 博章 前 日本赤十字社兵庫県支部事務局長
------------------------------------	-----------------------------------	--	------------------------------------

理事

(※)=常任理事 (※)=業務執行理事等

本社 諸星 衛 元 日本放送協会 理事(※)	本社 渡邊 芳樹 元 駐スウェーデン日本国特命全権大使(※)	本社 岩沙 弘道 三井不動産(株) 相談役(※)	本社 板東 久美子 元 消費者庁長官(※)
------------------------------	--------------------------------------	--------------------------------	-----------------------------

奈良県 谷野 光司郎 日本不動産(株) 代表取締役	和歌山県 木谷 聡一 (株)メイスンキタニ 代表取締役社長	鳥取県 尾田 一壽 (学)すみれ学園 理事	島根県 浅津 知子 島根県連合婦人会 会長(※)
---------------------------------	-------------------------------------	-----------------------------	--------------------------------

本社 南 砂 (株)読売新聞東京本社常務取締役調査 研究担当(※)	本社 寺坂 禮治 令和健康科学大学 学長(※)	本社 長 有紀枝 立教大学大学院教授(※)	本社 飯嶋 喜史 日本赤十字社 総務局長(※)
--	-------------------------------	-----------------------------	-------------------------------

岡山県 末長 範彦 岡山トヨペット(株) 代表取締役会長	広島県 松村 誠 (一社)広島県医師会長	山口県 徳田 文範 T・Nシステム 代表	徳島県 川島 周 (社医)川島会 会長
------------------------------------	----------------------------	----------------------------	---------------------------

本社 田中 康夫 日本赤十字社 事業局長(※)	本社 渡部 洋一 日本赤十字社 医療事業推進本部長(※)	本社 紀野 修一 日本赤十字社 血液事業本部長(※)	本社 堀 乙彦 元 日本赤十字社 事業局長(※)
-------------------------------	------------------------------------	----------------------------------	--------------------------------

香川県 多田 和仁 (株)百十四銀行 代表取締役専務 執行役員	愛媛県 小椋 史香 前 愛媛県看護協会 会長	高知県 小田切 泰禎 (社福)土佐希望の家 常務理事	福岡県 豊馬 誠 (株)電気ビル 代表取締役社長執行役員
--	------------------------------	----------------------------------	------------------------------------

北海道 工藤 祐三 (社福)江別市社会福祉協議会 会長	青森県 木明 昭一郎 (社福)福祉の里 理事	岩手県 齊藤 洋美 元 盛岡家庭裁判所参与員	宮城県 伊東 昭代 宮城県美術館 館長
-----------------------------------	------------------------------	------------------------------	---------------------------

佐賀県 中富 一榮 久光製薬(株) 代表取締役社長	長崎県 馬郡 謙一 (株)マゴオリ 取締役会長	熊本県 愛甲 三郎 日本赤十字社熊本有功会 役員	大分県 杉原 正晴 大分交通(株) 代表取締役会長
---------------------------------	-------------------------------	--------------------------------	---------------------------------

秋田県 野口 良孝 (社福)秋田市社会福祉協議会 顧問	山形県 清野 伸昭 山形パナソニック(株) 代表取締役会長	福島県 飯間 香保子 福島県いわき地区青少年赤十字 賛助奉仕団委員長(※)	茨城県 小田部 卓 茨城新聞社文化福祉事業団 理事長
-----------------------------------	-------------------------------------	--	----------------------------------

宮崎県 田代 知代 (学)大淀学園 学園長	鹿児島県 森 博幸 (公財)かごしま教育文化振興財団 理事長(※)	沖縄県 上間 優 大同火災海上保険(株) 相談役
-----------------------------	--	--------------------------------

監事

栃木県 石崎 金市 元 栃木県後期高齢者医療広域連合 事務局長	群馬県 町田 錦一郎 (公財)群馬県交通安全協会 理事長	埼玉県 利根 忠博 (一社)埼玉県経営者協会 名誉会長	千葉県 萩原 博 元(株)千葉日報社 代表取締役会長(※)
--	------------------------------------	-----------------------------------	-------------------------------------

釜 和明 (株)IHI 名誉顧問	古賀 信行 元 野村ホールディングス(株) 取締役会長	脇本 潤一 元 日本赤十字社監査室長
---------------------	-----------------------------------	-----------------------

役員の定数は、社長1人、副社長2人以内、理事61人、監事3人となっています。
現在、常勤の役員は社長、副社長1人、理事5人及び監事1人の計8人であり、他の役員は非常勤で無報酬です。

東京都 高野 律雄 府中市長、日本赤十字社東京都支部 府中市地区 地区長	神奈川県 最上 重夫 (株)湘南管轄協会 代表取締役社長	新潟県 竹内 希六 (福)新潟県社会福祉協議会 会長	富山県 朝日 重剛 朝日印刷(株) 代表取締役会長
---	------------------------------------	----------------------------------	---------------------------------

石川県 田谷 正 医療法人社団田谷会 理事	福井県 清川 忠 清川メッキ工業(株) 会長	山梨県 堀内 光一郎 富士急行(株) 代表取締役社長	長野県 浅井 隆彦 (株)八十二銀行 取締役会長
-----------------------------	------------------------------	----------------------------------	--------------------------------

岐阜県 水野 光二 瑞浪市長	静岡県 菊地 豊 伊豆市長	愛知県 勝山 正昭 三協化成産業(株) 代表取締役会長	三重県 松岡 美江子 マツオカ建機(株) 代表取締役会長(※)
----------------------	---------------------	-----------------------------------	---------------------------------------

監査報告書

私たち監事は、日本赤十字社定款第23条第4項の規定に基づき、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの令和6年度における日本赤十字社の業務を監査したので、その方法及び結果について次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、社長、副社長及び理事並びに幹部職員等と意思疎通を図り、内部監査部門及び監査法人と連携し、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、次の方法で監査を実施いたしました。また、当該事業年度にかかる業務報告書及び事業報告書並びに歳入歳出決算書その他の決算書類について検討いたしました。

ア 理事会及び常任理事会その他重要な会議に出席し、社長、副社長及び幹部職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧しました。また、事業年度終了後には社長から事業実施状況の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、支部の業務の管理及び執行については各支部の監査委員から監査の結果について報告を受けました。

イ 会計の監査を委託している監査法人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、監査法人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、監査法人からその職務の遂行に関する事項について監査業務を適切に遂行するために規定されている諸法令等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、支部の会計については各支部の監査委員から監査の結果について報告を受けました。

2 監査の結果

- (1) 社長、副社長及び理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (2) 業務報告書及び事業報告書は、法令及び定款に従い、日本赤十字社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 歳入歳出決算書その他の決算書類は、日本赤十字社の収支、財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和7年6月18日

日本赤十字社 監事 脇本 潤一
日本赤十字社 監事 釜 和明
日本赤十字社 監事 古賀 信行

日本赤十字社は、毎年一定の資金を納める会員及び様々な活動を展開するボランティアによって支えられています。また、事務局として本社・支部、事業を実施する施設として病院・血液センター・社会福祉施設などがあり、多角的に赤十字事業を展開しています。





人間を救うのは、人間だ。

Annual Report 2024-2025

令和 6 年度 業務報告書